



名古屋市歯科衛生士 人材育成ガイドライン



名古屋市健康福祉局健康部健康増進課

令和5(2023)年10月

目次

序章 名古屋市歯科衛生士育成ガイドラインの概要

1	ガイドライン作成の背景	1
2	ガイドラインの活用方法	1
3	ガイドライン作成の目的	2

第1章 歯科衛生士がめざす姿

1	名古屋市人材育成基本方針	3
2	名古屋市歯科衛生士がめざす姿	4
	➤コラム 事務もできる！と認められる歯科衛生士をめざそう！	5

第2章 歯科衛生士に求められる能力

1	歯科衛生士に求められる能力	6
2	キャリアレベルにより求められる能力（キャリアラダー）	7
3	目標達成とチェックリスト	11
4	指導者に求められる能力	14
	➤コラム 先輩歯科衛生士からあなたに伝えたいこと	15

第3章 人材育成のための体制の整備

1	専門能力育成における組織的支援体制	16
2	体系的な研修体制と研修内容	17
3	自己評価及び目標設定	21
4	指導者評価	21
	➤コラム ソーシャルキャピタルと住民の協働	22

第4章 歯科衛生士業務の実際

1	健康福祉局健康増進課の業務	23
2	保健センターの業務	24
	➤コラム コモンリスクアプローチ	25
	➤コラム 地域診断に基づいたPDCAサイクル	26
	➤コラム アセスメントと記録	26

資料集

資料の説明と活用のポイント	27
資料1 関連する法律・施策	28
> 都道府県及び市町村における歯科保健業務指針について	29
資料2 関係通知・指針・実施要領など	32
資料3 保健医療に関連する主な名古屋市の計画	34
資料4 関係機関・団体	35
資料5 歯科保健情報 Web サイト	36
資料6 参考書籍・刊行物	40
資料7 名古屋市口腔保健支援センター設置要綱	41
資料8 新規採用者サポーターの心得	42

様式集

○目標到達状況のチェックリスト	43
○人材育成シート	46
○指導者評価シート	47
○○JTによる新任期人材育成指導票	48

別冊：名古屋市新任期歯科衛生士 ポートフォリオ

1 自分のめざす姿	1
2 自分の区を知ろう	2
3 新任期歯科衛生士に求められる力	4
4 ポートフォリオの活用	9
① 1年目	10
② 2年目	12
③ 3年目	14
④ 4年目	16
⑤ 5年目	18
5 研修会の記録	20
6 自己啓発コーナー	22
7 卒業証書	23
8 中堅期に向けて	24



序章 名古屋市歯科衛生士育成ガイドラインの概要

1 ガイドライン作成の背景

行政の歯科衛生士には、公務員としての**基本能力**（規律の順守、応対・説明力、仕事の正確さ、協調性、責任感など）及び**行政能力**（法律等の知識、企画調整力、創意工夫と改革意欲、積極性など）に加え、公衆衛生歯科技術職員としての**専門能力**が求められる。

本書は「愛知県歯科衛生士人材育成ガイドライン」（令和5年3月）及び、「名古屋市保健師人材育成ガイドライン」を参考に本市の歯科衛生士の人材育成に特化した内容としている。人材育成を図るうえでは、行政のプロ意識を育みながら、社会経済情勢に沿った歯科保健医療ビジョンを見据え、地域の実状に応じた歯科保健医療提供体制の構築に対応できる人材育成の体制が不可欠である。

今後も必要に応じてタイムリーに内容を見直すとともに、社会と時代の要請に合わせたガイドラインの整備に努めていく。

レベルアップポイント

別冊のポートフォリオをいつも手元において、気になること、気づいたこと等忘れずに記録しよう



2 ガイドラインの活用方法

新任期人材育成を効果的に進めるためには、新任期歯科衛生士と指導者が具体的な到達目標とその達成度を共有しながら取り組む必要がある。次のポイントを参考に人材育成を進める。

また、管理職や他職種にも活用を促し、所属全体で人材育成に取り組むことを期待する。

人材育成のポイント	新任期 歯科衛生士 〔採用から概ね 5年以内〕	(1) 段階的な到達目標(キャリアラダー) を確認し、達成度の自己分析を行う。 (2) 日常業務を行う際に自分がとるべき行動を確認する。 (3) 指導者とともに各業務の到達目標を明確にする。 (4) 別冊：「 名古屋市新任期歯科衛生士ポートフォリオ 」を活用し、身近な業務の中から目標設定と振り返りを行う。
	指導者 (他職種も含む)	(1) 新任期歯科衛生士と各業務の到達目標を検討する際の参考とする。 (2) 指導すべき内容を明確にする際の参考とする。 (3) 評価の視点を確認する。

3 ガイドライン作成の目的

すべての市民が健康で心豊かに生活できる社会をめざし、歯科保健の専門的な観点から地域の多様化するニーズに対応し、質の高い地域歯科保健活動を実践できる歯科衛生士を育成していくことが必要である。

本ガイドラインは自己成長意識を基盤に自らの将来像を意識し、主体的かつ自律的に必要な能力を獲得するとともに、組織で育成する環境づくりに活用することを目的とする。

組織に求められる歯科衛生士の活動イメージ

地域支援活動

個人・集団支援能力、地域診断能力、連携・調整能力

- 地域の健康度向上のための個人・集団支援
- 健康課題の明確化のための的確な地域診断
- システム構築のための連携・調整

事業化・施策化のための活動

企画・立案・評価能力

- 事業の企画・立案・評価
- 健康課題から導いた施策の提案

健康危機管理に関する活動

健康危機管理能力

- 健康危機管理の体制整備に向けた平時の関係機関・団体との連携・調整
- 健康危機発生時の対応

管理的活動

事業評価・進捗管理能力、人材育成能力

- PDCAサイクルに基づく事業・施策評価
- 歯科保健活動に係る情報管理
- 自己啓発、後輩歯科衛生士への人材育成

歯科衛生士の活動基盤

根拠に基づいた活動実践能力

- 歯科保健活動の適正化
- 事業のまとめと調査研究
- 根拠に基づいた歯科保健事業の計画・検証

総合力としての
政策形成能力

市民＝健康で質の高い生活の実現をめざす

第1章 歯科衛生士がめざす姿

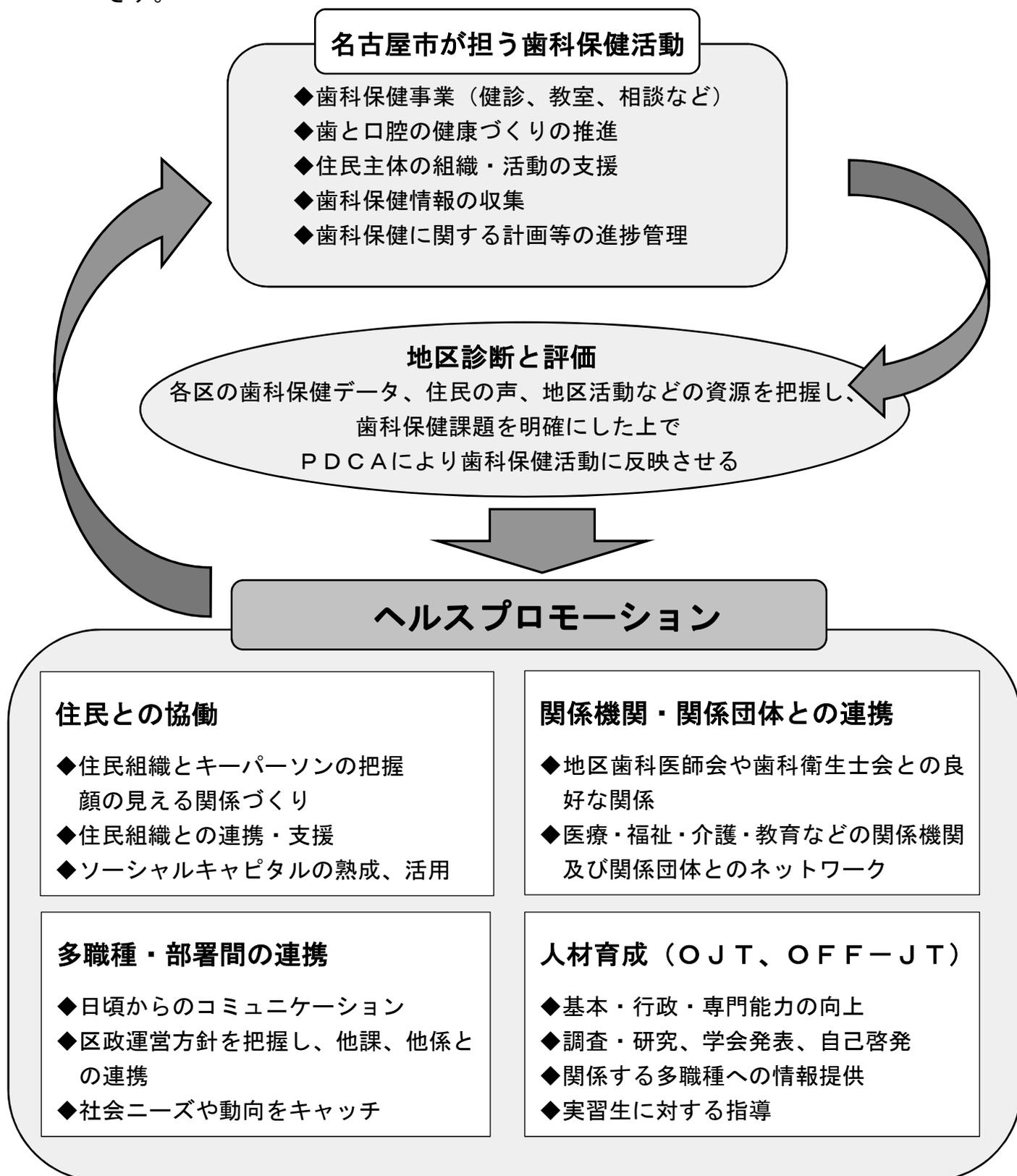
1 名古屋市人材育成基本方針

本市に勤務する歯科衛生士は専門職であると同時に「名古屋市職員」であることから、名古屋市の長期的・総合的な人材育成を推進していくための方向性を示した「名古屋市人材育成基本指針」を基本とする。



2 名古屋市の歯科衛生士がめざす姿

市民が幸せに暮らせるまちづくりをめざし、歯科保健の専門職として市民の視点に立ち、公衆衛生マインドを持って歯科保健活動ができる歯科衛生士をめざす。





コラム

事務もできる！と認められる歯科衛生士をめざそう！

私たち歯科衛生士は、専門の資格を持つ行政職員である。将来的に歯科保健を含めた健康政策づくりを担う人材に成長していくためには、専門能力の向上と同時に行政職員としての基本知識と事務能力の習得は欠かせない。

新任期に押さえておくポイントを以下にまとめる。

資料集の資料1・2・3をもとに
自分で調べてみよう
すぐに理解できなくても大丈夫
何度も目をとっておこう



その1 法律・条例・指針・計画など

行政が実施するすべての事業は、根拠となる法律などに基づき計画し、必要に応じて予算を獲得して実施に至る。現在実施している事業の根拠を理解し、新しい法律やその改正、国や県の動向をキャッチして常に情報を更新するように努める。

その2 予算・財政のしくみ

地方公共団体の予算は、前年度の議会で議決されて決定する。

次年度の事業予算は、前年度の6月頃から予算獲得のための資料作りが始まる。各自治体で定められた様式に、事業の必要性、根拠、実施方法、予測される効果、事業費積算、財源などを書き込み、所属課内で検討し、財政担当部署の査定を受け年内には予算額がほぼ固まり、議会（2月定例会）の議決を得てようやく確定する。

特に新規事業を検討している場合、予算獲得には多大な事務作業が必要となるが、住民の利益になる事業であれば、その努力・労力には大きな価値がある。

また、国の補助事業が活用できる場合もあるので、該当するかどうか確認する。
（例：8020運動・口腔保健推進事業、健康増進事業の歯周疾患検診など）

その3 名古屋市議会

地方議会は、憲法と地方自治法に基づいて詳細が定められており、住民が選挙で選んだ代表者（議員）で構成される自治体の最高意思決定機関である。

条例の制定、予算や地方税の決定などのほか、執行機関の監視や、住民の要望や意見を自治体の政策に反映させる役割を持っている。

第2章 歯科衛生士に求められる能力

1 歯科衛生士に求められる能力

行政歯科衛生士には、行政職員としての能力をベースに、地域課題に対応する公衆衛生の視点が求められる。

そのためには、時期（キャリア）ごとの役割・責務に応じた「基本的能力」、「行政能力」、「専門能力」を発揮する必要がある。

特に「専門能力」は、キャリアごとの経験や自己啓発を通じ、成長段階に応じて獲得されていくものである。地域の健康課題を解決し、「市民の健康で質の高い生活の実現」を目指した政策づくりに必要な能力といえる。

総合的な到達目標

「地域・市民とともに歯科口腔保健対策を推進する公衆衛生の担い手」

- 行政職員としての意識を持って行動するための「基本的能力」を獲得
- 地域歯科保健活動の計画・立案できる「行政能力」を獲得
- 地域特性の把握と地域健康課題に対応する「専門能力」を獲得

【キャリアラダー】

自己の目標設定と到達のための手段・方法を理解し、実践する能力の獲得

基本的能力

職業人としての
基礎の備え

- 責任感や協調性といった社会人としての基礎となる能力
- 行政職員としての自覚を持ち、職業遂行に向けて周囲との積極的なコミュニケーションをとることができる。

行政能力

地域歯科保健活動の
計画・立案

- 企画や交渉、情報の収集・活用、交渉・折衝、マネジメントなど、行政運営に必要な能力
- 担当する歯科保健事業の法的根拠や予算事務・事業体系を理解し、計画・立案できる。

専門能力

地域歯科保健活動の実践
地域健康課題への対応

- 行政の歯科専門職として必要な能力。日常業務マニュアル参照。
- 地域診断、情報管理、対人支援、関係機関・多職種との連携・調整、歯科口腔保健事業の企画・立案・評価、調査・研究及び健康危機管理等へ対応することができる。

2 キャリアレベルによる求められる能力（キャリアラダー）

行政歯科衛生士はそれぞれの時期（キャリア）に応じた能力の獲得を目指すことが必要である。本ガイドラインでは「都道府県及び市町村における歯科保健業務指針」に基づく保健所及び市町村における歯科保健業務の項目を柱とし、歯科衛生士の専門能力について、活動領域ごとに各時期に応じたキャリアレベルとその指標を示す。

歯科衛生士の専門能力に係るキャリアラダーとして、歯科衛生士が実践する活動を①地域支援活動、②事業化、施策化のための活動、③健康危機管理に関する活動、④管理的活動、⑤歯科衛生士の活動基盤の5領域に分類し、各領域に求められる能力を4段階で整理する。

指導歯科衛生士は、各領域における直接的な指導を行うとともに、キャリアラダーによるキャリアレベルを確認し評価する。

【活動領域と求められる能力】

活動領域	求められる能力
① 地域支援活動	地域把握、情報収集、地域診断、求人支援、連携・調整に関する能力
② 事業化・施策化のための活動	企画・立案・評価に関する能力
③ 健康危機管理に関する活動	健康危機管理に関する能力
④ 管理的活動	事業評価、進捗管理、人材育成に関する能力
⑤ 歯科衛生士の活動基盤	調査・研究に関する能力

【各時期とキャリアレベル】

時期		キャリアレベルとそのめやす		考え方
		専門能力	指導歯科衛生士に求められる能力	
新任期	習得期	A1（1年目）	—	指導者とともに考え実践する
		A2（2～3年目）	—	実践を積み、自立に向け視野を広げ成長する
	自立期	A3（4～5年目）		歯科保健事業を主体的に自立して実践する
中堅期以上	発展期	B（A3以上）		歯科保健事業を発展させるリーダーシップを発揮し、組織としてのマネジメントを行う

【キャリアレベルの定義】

	所属・組織における役割	責任を持つ業務の範囲	専門技術の到達レベル
A1 (1年目)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織に属する専門職の自覚を持つ ・ 歯科保健業務を分担する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科保健業務を正しく理解し、指導を受けながら遂行する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な業務を主体的に行う ・ 地域活動を通して地域の情報把握し、健康課題を明らかにする
A2 (2～3年目)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当業務を持ち、指導を受けながら業務を進める ・ 関係機関・団体と連絡調整を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科保健業務全般と地域保健との関連を理解する ・ 歯科保健業務及び担当業務（課内及び研究会内）を適切に遂行する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 難易度の高い業務を、必要に応じて指導を受け実践できる ・ 健康課題の優先度を判断し、具体的な解決策を提案できる
A3 (4～5年目)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当業務を自立して行う ・ 多職種や他部署の役割や立場を理解し、連携する ・ 関係機関・団体と円滑な連携体制を構築する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科保健業務と施策の関係を理解する ・ 歯科保健業務及び担当業務（課内及び研究会内）を主担当として適切に遂行する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 難易度の高い業務を自立して実践する ・ 健康課題を明確にして所属で共有し、事業計画を立案できる
B (A3以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・ リーダーシップを発揮し、歯科保健業務を進める ・ 関係機関・団体と信頼関係を構築する ・ 所属や組織を超えた業務に参画する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域保健業務全般と施策の関係を理解する ・ 歯科保健業務の効果的な実施を検討し、遂行する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 難易度の高い業務の実施方針を決め、必要に応じて多職種を巻き込み実践できる ・ 潜在的な健康課題を明確にし、所属で共有し事業化できる

<名古屋市保健センター歯科衛生士用>

キャリアレベルによる求められる能力(キャリアラダー)

※ 業務指針 項目	活動 領域	求められる能力	必要な事項・能力
			A 1 (1年目)
1-④ 2-①②③	1 地域 支 援 活 動	a 対 人 支 援 <個別支援> ○ 対象者のニーズを把握し、健康と生活に関するアセスメントを行い、多職種と連携しつつ相手に応じた支援を行う能力 ○ 必要な資源の照会、調整を行い効果的な支援を行う能力	・対象者の基本情報を把握し、アセスメントできる
1-⑤ 2-①②③ 4		<集団支援> ○ 集団のニーズや特性を把握し、地域の健康度を高める支援につなげる能力	・対象のニーズや特性を把握し支援の目的を明確にできる
1-①④⑤ 3		b 地 域 把 握 ○ 保健センター、区内幼稚園・保育所(学校)保健活動及び関係機関・団体の機能や役割を理解し連携につなげる能力 ○ 地域の社会資源を理解し、歯科保健活動につなげる能力	・保健センターの歯科口腔保健事業、区内園(学校)保健活動及び関係団体の体制を把握している ・地域の保健・福祉等関係施設を把握している
1-② 2-①②③ ④		c 地 域 診 断 ○ 地域の健康課題を把握し、関係機関と連携・協働し対策につなげる能力	・各種健診データを正しく集計し地域の状況を把握できる
		d 情 報 収 集 ・ 把 握 ○ 法・制度とそれに基づく要綱・要領を理解し、歯科保健活動を推進させる能力 ○ 統計資料を理解し、歯科保健活動に活かす能力	・事業の根拠となる法制度や実施要綱、要領を理解している。 ・業務に関連する統計資料を理解している。
1-④⑤		e 連 携 ・ 調 整 ○ 組織、関係部署及び関係機関・団体等と積極的に連携し業務を円滑に進める能力	・保健センター、区役所など組織内で報告、相談を行い情報共有ができる ・歯科医師会、歯科衛生士会等関係団体の体制を把握し必要な連絡調整ができる
1 2-①②③ ④		f 企 画 ・ 立 案 ・ 評 価 活 動 策 化 ○ 健康課題を把握し、地域の特性に合わせた歯科口腔保健事業をPDCAに基づき、企画・評価し対応策を推進する能力	・地域の歯科保健に関する情報把握ができる ・PDCAサイクルの概念を理解している

※【業務指針項目】(資料1 参照)

1 企画・実施体制の調整

- ① 歯科保健に関する計画の策定
- ② 情報収集・提供
- ③ 人材確保
- ④ 医療・福祉関係等との連携・協力体制整備
- ⑤ 事業所・学校との連携

2 歯科保健事業

- ① 母子②成人③高齢者に関すること
- ④ 地域の特性に応じた歯科保健事業

3 地域組織育成

4 啓発普及

5 人材育成・活用

必要な事項・能力		
A 2 (2~3年目)	A 3 (4~5年目)	B (A 3以上)
<ul style="list-style-type: none"> ・社会資源や必要な福祉サービス情報を提供し適切な歯科口腔保健指導や生活支援ができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・複雑な事例について多職種や関係機関と連携し継続的な支援ができる 	
<ul style="list-style-type: none"> ・集団支援を通して地域の健康課題を明確化することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・集団支援の評価を行い、対象を通じて地域の健康力向上につなげる支援ができる 	
<ul style="list-style-type: none"> ・保健センター、区内関係団体の機能・役割が分かる ・園(学校)の保健活動を理解し、歯科保健活動につなげる ・地域の保健福祉サービスを把握している 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センター、区内関係団体の機能・役割を理解し、業務に応じた調整ができる ・園(学校)保健活動に効果的な歯科保健活動の導入が提案できる ・保健福祉サービスの利用や関連施設を把握し必要な情報が提供できる 	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の状況を分析し、健康課題を抽出できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康課題を把握し、関係機関・団体等と共有し、対応策を検討する 	
<ul style="list-style-type: none"> ・制度や根拠法令と健康なごやプラン21の関連性を理解できる ・統計資料から地域の状況や課題を把握できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・国実施要綱(要領)等を理解し事業企画につなげられる ・統計資料を精査し業務に活用できる 	
<ul style="list-style-type: none"> ・関係部署の役割や機能に応じ、業務、事業の調整ができる ・関係機関・団体と連携する業務・事務の進捗について調整できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係部署と連携調整を行い協働で事業を展開することができる ・関係機関・団体と連携調整を行い事業を効果的に進めることができる 	
<ul style="list-style-type: none"> ・データや分析結果から地域の健康課題を把握し、住民のニーズや地域の特性に合わせた歯科口腔保健事業の企画ができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・PDCAサイクルに基づき歯科口腔保健事業が運営できる ・地域の健康課題に応じた歯科口腔保健事業の企画・立案・評価ができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業評価を踏まえて事業の見直しや改善を図ることができる ・国・県・市の施策の動向や関連する計画を踏まえて、事業の見直しや改善策を立案できる

※ 業務指針 項目	活動 領域		求められる能力	必要な事項・能力
				A 1 (1年目)
※地域保 健法基本 的指針 第1-五	3 健康危 機管理	g 健康危 機管理	○ 平時から災害発生時の健康危機管理体制を把握し、健康危機管理発生時に組織及び関係機関と連携を図り対応できる能力	<平常時の対応> ・ 名古屋市の防災計画や災害時歯科口腔保健対応マニュアルを理解し、地域の被害想定を把握できる
				<災害時の対応> ・ 災害発生時、関係部署と情報共有することができる
-	4 管理的活動	h 事業評価	○ PDCAサイクルに基づき事業評価、効果判定を行い事業の見直しや新たな事業提案ができる能力	・ PDCAサイクルに基づく事業評価方法が理解できる
		i 進捗管理	○ 国の動向や健康なごやプラン21等の名古屋市の方針を踏まえた各区における歯科口腔保健対策を策定する能力 ○ 区政運営方針における歯科口腔保健対策の進捗管理	・ 国の動向や名古屋市の方針、区政運営方針に基づく各区の歯科保健状況が把握できる
		j 情報管理	○ 名古屋市個人情報保護条例に基づき、業務に係る文書等を適切に管理、開示保護する能力	・ 名古屋市個人情報保護条例を理解し、業務に係る文書等を適切に管理できる ・ 歯科保健活動上知り得た個人情報を適切に取り扱うことができる ・ 業務の記録を適切に行い関係者への情報伝達ができる
5		k 人材育成	○ 人材育成基本方針、人材育成計画を理解し、自らの人材育成管理を行う能力 ○ 人材育成方針に従い、自己啓発に努めるとともに後輩歯科衛生士を指導・育成する能力	・ 名古屋市歯科衛生士人材育成ガイドラインの趣旨に沿った人材育成の方針を理解し、同ガイドラインに基づく自己評価ができる
1-② 2-①②③ ④		5 歯科衛生士の活動基盤	○ 根拠に基づいた歯科衛生士の活動を実践する能力	・ 実施している歯科保健活動が根拠に基づいているか、現状に沿っているか気づくことができる

必要な事項・能力		
A 2 (2~3年目)	A 3 (4~5年目)	B (A 3 以上)
<ul style="list-style-type: none"> ・地域関係機関、団体（歯科医師会等）の災害活動体制を把握している ・多職種と連携し、災害に備えた準備や災害時の適切な保健行動についての啓発ができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域関係機関、団体（歯科医師会等）及び多職種と連携し、予防活動、訓練を行う ・地域の問題点を把握し、マニュアル等の見直しを行う 	
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時歯科口腔保健対応マニュアルに基づき歯科保健、口腔ケア支援活動ができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者に対する歯科口腔保健支援活動について連携・調整できる 	
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の評価指標を設定し事業評価ができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業評価に応じ、事業の見直しや新たな事業計画が提案できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価に基づき保健活動の効果を検証し、施策見直しの提案ができる
<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市の方針に基づき各区の歯科保健の課題及び区政運営方針における歯科保健の課題の把握ができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市の方針に基づいた各区の歯科保健の課題に対して事業や施策の評価と関連付けることができる。 ・区政運営方針における歯科保健の進捗状況により地域の特性に応じた事業提案ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市の方針に基づいたの各区の特性に応じた事業の提案ができる。 ・区政運営方針における歯科保健の進捗状況に応じ、関係機関、多職種へ歯科口腔保健対策推進の提案ができる。
<ul style="list-style-type: none"> ・歯科保健活動に係る情報の取扱いが適切に行われているか、自主的に確認できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科保健活動に係る情報管理上の不測の事態が発生した際に、所属部署内で係長のサポートを受けながら主導して対応できる 	
<ul style="list-style-type: none"> ・自己評価を行い積極的に自己研鑽することができる ・自己の学習課題を明確にする 	<ul style="list-style-type: none"> ・後輩歯科衛生士の指導を通じ、人材育成にかかるサポート、アドバイスができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・人事育成の方針に沿い、人材育成研修計画が作成できる
<ul style="list-style-type: none"> ・公衆衛生研究発表会など学会に参加することができる ・指導を受けながら研究的手法を用いて事業の評価ができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究的手法を用いた事業評価ができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究的手法を用いて事業を分析し、根拠に基づいた歯科保健事業を計画し、その効果を検証できる

3 目標到達とチェックリスト

<到達レベル>
 0:困難 1:支援（約半年間）があればできる 2:少しの助言でできる 3:自立してできる 4:後輩に指導・助言できる

活動領域	大項目	中項目	確認項目	目標到達レベル				
				A1	A2	A3	B	
1 地域支援活動	a 対人支援	個別支援	・対象者の基本的情報を把握できる	1	2	3	4	
			・対象者の口腔状況に関する情報を整理しアセスメントできる	1	2	3	4	
			・対象者に適切な歯科口腔保健指導や支援ができる	1	2	3	4	
			・必要な社会資源や福祉サービス情報が提供できる	1	2	3	4	
			・必要に応じて多職種や関係機関と連携できる	1	2	3	4	
			・困難なケースについて多職種や関係機関と連携した支援ができる	1	2	3	4	
		集団支援	・集団の特性およびニーズを把握し健康教育指導案を作成する	1	3	3	4	
			・健康教育の内容に応じた効果的な媒体・資料を作成できる	1	3	3	4	
			・集団に応じた効果的な評価方法を検討できる	1	2	3	4	
			・健康教育の企画、運営、評価が実施できる	1	2	3	4	
	・集団指導を通じて地域の健康力向上につなげる支援ができる		0	1	2	3		
	b 地域把握	歯科保健事業の把握	・歯科口腔保健事業を把握している	2	3	3	4	
		保健センター関係部署の把握	・保健センターの体制と役割・機能を把握している	2	3	3	4	
		区役所等関係部署の把握	・区役所の体制と役割・機能を把握している	1	2	3	4	
			・健康増進課歯科担当の役割・機能を把握している	1	3	3	4	
		関係機関・団体の把握	・地区歯科医師会、歯科衛生士会の体制を把握している。	1	3	3	4	
			・地域関係機関・団体（医師会、薬剤師会、社会福祉協議会）を把握している	1	2	3	4	
			・その他の関係機関を把握している（病院、教育機関、保育所、高齢者施設等）を把握している	1	3	3	4	
			・関係機関・団体の役割や機能を理解し、保健センター歯科保健業務との関連性や連携状況がわかる	1	2	3	4	
		幼稚園、保育所保健活動の把握	・区内幼稚園、保育所、子ども園、学校における歯科保健活動を把握している	1	2	3	4	
			・区内園、学校の保健活動の概要を理解し保健センターの活動との関連性や連携状況がわかる	1	2	3	4	
		介護予防活動の把握	・区内高齢者サロンの現状を把握している	1	3	3	4	
		社会資源の把握	・保健・福祉サービス利用について担当部署がわかる	1	2	3	4	
			・地域の保健・福祉サービスを把握している。	1	2	3	4	
			・大まかな福祉サービスの項目を把握している（障害・高齢）	1	2	3	4	
		c 地域診断	歯科保健データの集計・分析	・健診データを正しく集計できる	1	3	3	4
				・集計結果から情報の分析を行うことができる	1	3	3	4
・データや分析結果を整理し資料化できる				1	2	3	4	
・データや情報分析の結果から地域の健康課題を把握できる	1			2	3	4		

<到達レベル>

0:困難 1:支援（約半年間）があればできる 2:少しの助言でできる 3:自立してできる 4:後輩に指導・助言できる

活動領域	大項目	中項目	確認項目	目標到達レベル			
				A1	A2	A3	B
1 地域支援活動	d 情報収集・ 把握	法制度の理解 実施要綱・要領の 理解	・事業の根拠となる法制度がわかる	1	2	3	4
			・事業に関する実施要綱、要領等がわかる	1	2	3	4
			・事業の根拠法令や制度と健康なごやプラン21、はつらつ長寿プランなごや、区政運営方針等との関連性が理解できる	1	2	3	4
		統計資料の 理解・活用	・健康福祉局年報等の統計資料から地域の状況を把握できる	1	2	3	4
			・統計資料を分析し事業に活用できる	0	1	3	4
	e 連携・調整	保健センター内 の連携	・保健センター内でタイムリーに状況報告や相談できる	2	3	3	4
			・関係する系の役割や機能を理解し、業務・事業の調整ができる	1	2	3	4
			・関係する係へ連携を働きかけることができる	1	2	3	4
		関係機関との連携	・関係機関の体制を把握し、業務、事業について調整できる	1	2	3	4
			・業務、事業について連携調整を行い主体的に運営できる	0	1	2	3
2 事業化・施策化のための活動	f 企画・立案・評価	必要な情報の 把握・地域診断	・地域の歯科保健に関する情報把握ができる	1	2	3	4
			・データや情報分析の結果から地域の健康課題が把握できる	1	2	3	4
	企画・立案・評価	・把握した健康課題から住民のニーズや地域の特性に合わせた歯科口腔保健事業を企画できる	1	2	3	4	
		・企画した事業の実施状況に応じた評価方法を設定できる	1	2	3	4	
		・歯科口腔保健事業について運営できる（計画・実施・評価）	1	2	3	4	
		・地域の健康課題に対応した歯科口腔保健事業の企画・立案評価ができる	1	2	3	4	
		・事業評価を踏まえて見直しや改善策を立案できる	0	1	2	3	
		・名古屋市の施策の動向や関連する計画を踏まえて、事業の見直しや改善策を立案できる	0	1	2	3	
3 健康危機管理	g 健康危機管理	地域の把握	・名古屋市防災計画、区災害対応マニュアル及び災害時口腔保健対応マニュアルの内容を理解している	1	3	3	4
			・災害時の活動について自身の役割を理解している	1	3	3	4
			・地域の被害想定（ハザードマップ等）を把握している	1	3	3	4
			・地域関係機関・団体（歯科医師会等）の災害時活動体制を把握している	1	2	3	4
		平常時の活動	・歯科保健関係職員が出動できない場合等、所内の災害時活動体制を整備することができる	1	3	3	4
			・関係機関との役割分担について情報交換するとともに、情報伝達網を作成し、定期的に見直すことができる	1	2	3	4
			・必要物品を配備し定期的に補充・更新することができる	1	2	3	4
			・災害時の適切な保健行動について区民及び要援護者に啓発することができる	1	3	3	4
	災害時の活動	・関係部署と情報共有できる	1	2	3	4	
		区災害対応マニュアル及び災害時口腔保健対応マニュアルに基づき ・災害地域の状況把握、情報収集ができる	1	2	3	4	
		・健康相談、巡回歯科支援、健康教育が実施できる	1	2	3	4	
		・歯科医療の稼働情報を提供し、必要に応じて受診勧奨することができる	1	2	3	4	
		・要援護者に対して多職種と連携して歯科の視点を含めた支援ができる	1	2	3	4	
		・口腔健康課題を把握し、その対応に努めることができる	1	2	3	4	

<到達レベル>

0:困難 1:支援（約半年間）があればできる 2:少しの助言でできる 3:自立してできる 4:後輩に指導・助言できる

活動領域	大項目	中項目	確認項目	目標到達レベル			
				A1	A2	A3	B
4 管理的活動	h 事業評価	PDCAに基づく 事業評価・ 施策評価	・PDCAサイクルに基づく事業評価方法を理解できる	1	2	3	4
			・適切な評価指標を設定できる	1	2	3	4
			・事業評価を行い事業の見直しができる	1	2	3	4
			・新規事業の計画を提案できる	0	1	2	3
			・評価に基づき保健活動の効果を検証し施策見直しの提案ができる	0	1	2	3
	i 進捗管理	健康なごや プラン21 及び区政運営 方針の進捗管理	・名古屋市及び区の方針に基づく各区の歯科保健状況が把握できる	1	3	3	4
			・名古屋市の方針や区政運営方針における歯科保健の進捗状況により地域の特性に応じた事業提案ができる	1	2	3	4
			・区政運営方針における歯科保健の進捗状況に応じ関係機関、多職種へ歯科口腔保健対策推進の提案ができる	1	2	3	4
	j 情報管理	個人情報管理	・名古屋市個人情報保護条例を理解する	1	2	3	4
			・歯科保健活動上知り得た個人情報を適切に取り扱うことができる	1	2	3	4
			・歯科保健活動にかかる情報管理上の不測の事態が生じた際に、上司のサポートを受けながら適切に対応できる	1	2	3	4
	k 人材育成	自らの 人材育成管理	・名古屋市人材育成基本方針、名古屋市人材育成計画を理解する	1	3	3	4
			・名古屋市歯科衛生士人材育成ガイドラインの趣旨に沿った人材育成の方針を理解する	3	3	3	4
			・名古屋市歯科衛生士人材育成ガイドラインに基づき自己評価ができる	3	3	3	4
			・自己評価をおこない、積極的に自己研鑽することができる	3	3	3	4
			・自己の学習課題を明確にすることができる	1	3	3	4
		後輩歯科衛生士の 人材育成	・後輩歯科衛生士の指導を通じ人材育成にかかるサポート、アドバイスができる	0	0	1	4
			・人材育成の方針に沿い人材育成研修計画が作成できる	0	0	0	4
5 活動基盤 の 歯科衛生士	根拠に基づいた 歯科衛生士の 活動	・実施している歯科保健活動が現状に合っているか気づくことができる	1	2	3	4	
		・公衆衛生研究発表会など学会に参加することができる	2	3	4	4	
		・研究的手法を用いて事業の評価ができる	1	2	3	4	
		・研究的手法を用いて事業について分析することができる	1	2	3	4	
		・根拠に基づいた歯科保健事業を計画し、その効果を検証することができる	1	2	3	4	

4 指導者に求められる能力

本市の歯科衛生士は3区を除き1区1名配置である（令和5年10月時点）ため、後輩歯科衛生士を直接指導、育成する機会は少ない。複数配置の職場で指導者となった歯科衛生士はキャリアや人材育成の経験が十分でないこともある。また、1名配置の職場で新任期の5年間に過ぎることもあるため、本市の歯科専門職全体で人材育成を担う必要がある。併せて、指導者の育成と指導者を支える職場の体制を整える必要がある。

（1）指導者に求められる能力（愛知県保健師人材育成ガイドライン ver.2 抜粋）

- 洞察力…新任者の能力を見極める
- 判断力…新任者のキャリア発展上の課題を特定する
- 企画力…新任者の特徴や課題に合わせた教育プログラムを立案する
- 専門的知識…教育内容や手法を工夫する
- 傾聴、状況適合的配慮、支持…個々に合わせた支援者としての関わり
- 説得力…新任者の理解度に合わせて説明する
- 交渉力…関係機関等との環境整備を行う
- 客観的基準の所有…新任者の教育効果や総括的評価を行う

（2）指導者に対する教育・研修及び体制

指導者も少数技術職種であるため、専門能力の指導方法などを身近に相談できる環境にない場合も多いため、新任期の研修体系の中に指導者を対象とした研修を位置づける。現任教育を進める中での不安や困難事例等について相談、情報交換する機会を設け指導者を支える体制につなげる。

また、指導者にも通常の歯科保健業務があるため、各所属においては、新任者の指導を指導者に一任するのではなく、組織全体で関わるのが重要である。特に、多職種の視点でのサポートは、専門能力の向上にもつながる。新任者と指導者を支えるためには、管理者はじめ組織のメンバー全体が人材育成の役割を担っていることを意識する体制づくりが必要である。



コラム

先輩歯科衛生士からあなたに伝えたいこと

専門職としての強みを磨いていこう。積み重ねた経験や知識が自信につながる

「この街に住んで良かった！」と自分が思える、仕事をしよう

困っているとき、悩んでいるときは誰かに相談しよう

頼まれた仕事は基本断らない！
いつか自分が助けられることになる

連携するには…
顔と存在を知ってもらう
お互いの役割や情報を理解し合うこと

「熱は伝わる」
あきらめなければ風向きは変わる

常に住民にとって、歯科にとって何をすべきか考えて行動しよう

歯科衛生士は少数職種。多職種と上手に関わることがポイント
職場内でも良好な関係を築けば仕事は上手く回る

行政歯科衛生士は地区の「歯と口のセールスマン！」あなたがやらなくて誰がやる？

医療は日進月歩。保健指導も同じ。常にアンテナをはって情報収集、研修を積極的にうけて、自己啓発に努めよう

行政で働くということは、オールマイティであるということ
歯だけではなく健康全般を視野に、広い知識を身につけて

入庁した時の気持ちを忘れないで。素直で謙虚な気持ちは宝物。前向きな気持ちも忘れず、仕事は楽しく、元気にやろう

第3章 人材育成のための体制の整備

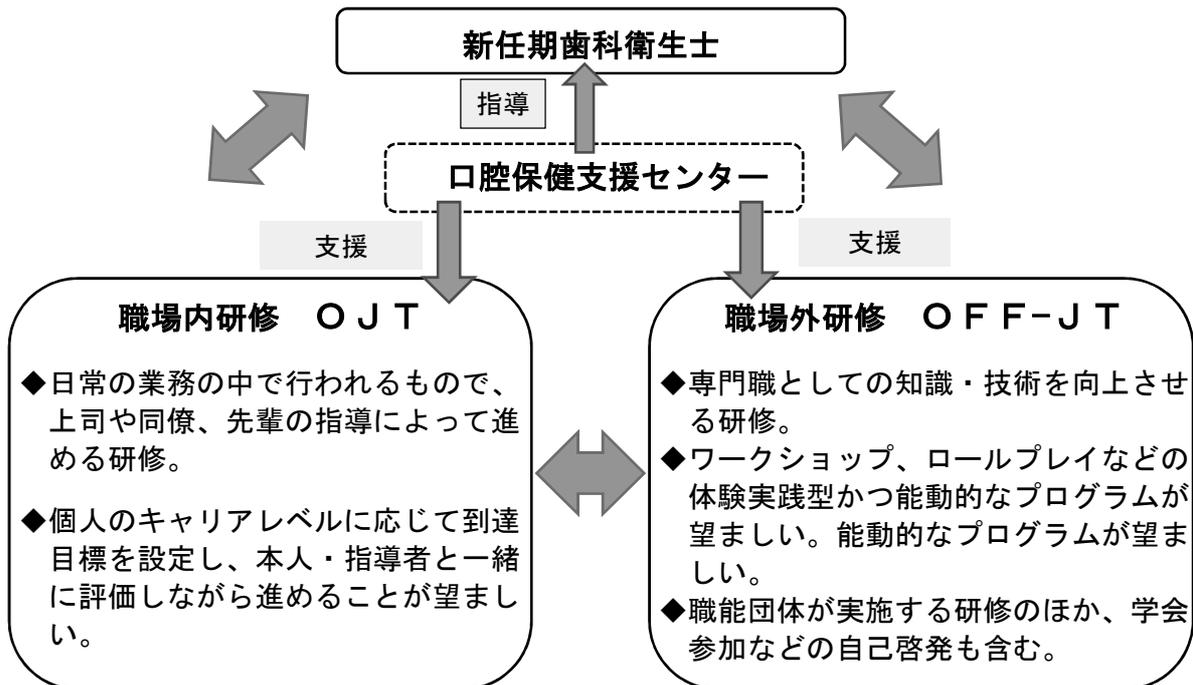
1 専門能力育成における組織的支援体制

本市保健センター歯科衛生士は、2人体制の3区を除き「一人職種」という配置体制のため、職場内で歯科衛生士の「専門能力」を育成することは極めて困難である。

そのため「名古屋市人材育成基本方針」に基づく「基本能力」「行政能力」を習得する支援体制に加え、「専門能力」の育成は口腔保健支援センター歯科専門職を指導者（プリセプター）とした人材育成支援体制の整備が必要である。

また、愛知県口腔保健支援センターとも連携を図り、人材育成体制の強化に努めることとする。

研修体制は研修内容により職場内研修（OJT）職場外研修（OFF-JT）を組み合わせる。



地域保健法（昭和二十二年法律第百一号／平成三十年法律第七十九号による改行）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ）は、当該市町村が行う地域保健対策が円滑に実施できるように、必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上等に努めなければならない。

2 都道府県は、当該都道府県が行う地域保健対策が円滑に実施できるように、必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上、調査及び研究等に努めるとともに、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように、その求めに応じ、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。

2 体系的な研修体制と研修内容

(1) 研修体系

新任期歯科衛生士の研修体系は主に**職場内研修(OJT)**、**職場外研修(OFF-JT)**、**自己啓発**に分類され、それらを効果的に組み合わせることで地域歯科保健活動を推進する歯科衛生士として必要な能力開発を支援する。(P19 名古屋市歯科衛生士研修体系図参照)

(2) 研修体制

行政歯科衛生士に求められる能力を習得するため、キャリアレベルに応じた研修を実施する必要がある。新任期では以下のとおり、能力の習得を目指した研修を実施する。

キャリアレベルとそのめやす	研修の目標
A 1 : 1年目	指導者とともに考え実践できる能力を習得する
A 2 : 2～3年目	実践を積み、自立し、視野を広げて活動する能力を習得する
A 3 : 4～5年目	歯科保健事業を主体的に実践する能力を習得する 後輩を指導育成する能力を習得する

(3) OJTによる研修方法 (名古屋市保健師人材育成ガイドラインより引用)

新任期は指導者とともに考え実践する時期であり、新任者が「自分で考え、自分で気づく」ことができるよう導くことが必要である。指導の基本を参考に基礎から指導し、到達目標の達成度を見ながら実践への意欲が維持できるよう支援する。

◇ 指導の基本

「理解できるように説明する」→「見学させる」→「模擬及び実践経験をさせる (シミュレーション・ロールプレイング)」→「経験や実践を評価しフィードバックする」→「新しい経験に向かわせる」

▶ 理解できるように説明する

知識に関することは、基礎が何かを学習した上で応用へ進む。優しいことから順に難易度を上げて理解を促す。技術については、必要性を理解させた上で手順とポイントを説明する。

▶ **見学させる**

新任者に見学の意図を明確に意識づけした上で一緒に準備し、一連の過程を見学させる。事業参加や体験を織り交ぜるなど工夫する。

▶ **模擬経験・実践経験（シミュレーション・ロールプレイング）させる**

フッ化物塗布などの医療行為は相互実習などでシミュレーションを行う。また、相談対応や訪問指導など住民との信頼に関わる内容に関しては、実践の前に面接技法などのロールプレイングなどを行い、新任者の技術レベルを確認する。シミュレーション・ロールプレイングの後は講評を行い、実践に向けてレベルの向上を促す。

▶ **サポートしながら実践にうつる**

最初は指導者のサポートの元で実践し、徐々に全過程に責任をもって単独で実践できるように指導する。よいところを認め褒めることで自信を持つよう促し、次の課題を明確にして理解させる。

▶ **経験や実践を評価する**

新任者が経験し実践した行動、思考について評価・分析する。

▶ **経験や実践をフィードバックする**

新任者が体験、実践したことを記録することで本人の気づきを促し、指導者が事前に内容を確認する。その上で評価をフィードバックすることで、本人にとってその内容が内面化し、整理しやすくなる。

また、グループワークやディスカッションなど事例検討会などの手法を取り入れ、アセスメント力をつける機会を設ける。

▶ **新しい経験に向かわせる**

経験のフィードバックから明らかになった獲得すべき課題について、的確にコミュニケーションをはかりながら、「OJT による指導シート」を活用しながら新任者の理解を促す。併せて、自ら発展進歩できるよう目標を明示し、意欲を引き出すよう指示的に接する。

（４）研修内容（専門研修）

歯科保健の専門分野習得のため 1 地域支援活動 2 事業化・施策化のための活動 3 健康危機管理に関する活動 4 管理的活動の 4 領域に分類し研修を行う。

（P20 活動領域別 専門研修の内容 参照）

名古屋市歯科衛生士研修体系図

職場研修 (OJT)

職場外研修 (Off-JT)

名古屋市職員研修 (総務局職員部人事課)

- ・ 基本研修
- ・ ジャンプアップ研修
- ・ 派遣研修
- ・ 講演会
- ・ リーダー養成研修
- ・ 自己啓発支援
- ・ 所属別研修

専門研修

歯科口腔保健業務研修 (新規採用者研修)

国の歯科保健施策の概要を理解する
名古屋市の健康施策について理解する
歯と口腔の健康づくり推進条例について理解する
歯科関係法規の概要について理解する
歯科関係事務について習得する
保健センター業務見学実習

愛知県歯科衛生士人材育成研修 (新任研修)

地域保健福祉行政の現状と公衆衛生活動について理解する
健康危機管理体制の概要について学ぶ
疫学・統計の基礎について理解する
PDCAサイクルの基礎について理解する
コミュニケーション技法について習得する

歯科講習会

歯科保健分野において必要な知識を習得する

愛知県歯科保健課題対応研修

歯・口腔の視点から、地域包括ケアシステムの構築に関する研修
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を促進する
高齢者のオーラルフレイル対策の推進

業務別研修

- 難病講習会
- 母子保健に関する研修
- 成人・高齢者保健に関する研修 (KDB・健康づくり・介護予防など)

派遣研修

- 国立保健医療科学院研修
- 全国歯科保健研修

関係機関・団体が行う研修

- 愛知県歯科医師会等

自己研鑽

活動領域別 専門研修の内容

活動領域		研修内容		
		A1 (1年目)	A2 (2~3年目)	A3 (4~5年目)
1 地域支援活動	地域把握	公衆衛生、地域保健福祉行政		
	情報収集・把握	根拠法令、制度、予算の仕組み		
		地域の社会資源（保健・医療・福祉、関係団体）		
	地域診断	各種データの集計方法、地域把握	健康格差・社会情勢	
		疫学・統計の基礎知識	疫学・統計の実践と応用	
対人支援	各ライフステージのニーズ把握・アセスメント、介入・支援、評価 （妊産婦、乳幼児、学齢期、成人、高齢者、歯科受診困難者）			
連携・調整	発育・発達、全身疾患、障害、介護・福祉サービスの情報把握			
	保健事業・介護予防の一体的実施、地域包括ケアシステム			
2 事業化・施策化のための活動	企画・立案・評価	地域の歯科保健情報の把握、市・県・国の歯科保健施策の理解		
		PDCAサイクルの基礎知識	PDCAサイクルの実践と応用	
3 健康危機管理	健康危機管 （大規模災害）	地域の防災計画・基礎情報の理解		
		県ガイドライン、市マニュアルの理解	平時の準備体制の理解	
		地域の関係機関・団体による活動の把握		
		口腔ケア支援活動の理解	受援体制・調整の理解	
4 管理的活動	事業評価	PDCAサイクルの基礎知識	PDCAサイクルの実践応用	
	進捗管理	市・区の歯科保健関連計画の理解		
		区健康課題の把握、改善策の提案		
人材育成	人材育成ガイドラインの理解、自己評価の実践、後輩の人材育成			
5 歯科衛生士の活動基盤	地域の歯科保健情報の把握、歯科保健施策の理解			
	各グループ単位で調査・研究の参画から発表			
	研究発表のまとめ方の実践			

3 自己評価及び目標設定

(1) 自己評価

新任期歯科衛生士は、新規採用時は6か月目と1年目の2回、2年目以降は1年を通じて目標到達状況の自己評価を行う。

また、上司及び指導者は新任期歯科衛生士とともに評価分析し助言を行う。

(2) 目標設定

年度ごとの目標設定及び記録を整備する。自ら設定する業務目標や学びたいことなどを明記することで、自己評価のための振り返りや次の目標設定に活用する。

また、研修受講及び研究発表の記録を整備し、これまで獲得した能力、今後習得したい能力を明確にする。

これらを自ら確認し、上司や指導歯科衛生士と共有することで次の人材育成計画に反映させる。

4 指導者評価

新任期歯科衛生士の育成・助言・相談を行う指導者が、自己評価を行うことで自身の役割や業務を再認識することができる。それにより、今後の現任教育や人材育成の改善につながり、より良い人材育成体制の整備に役立てることができる。

(1) 評価の視点

- 指導者の行動を客観的に確認できる。
- 指導者自身が新任者を育成することに対する意欲を高められる。
- 評価することで指導者が「充実感」「達成感」を感じることができる。

(2) 指導者の評価

- ◇ 指導者評価は新任期歯科衛生士の自己評価と同時期に設定する。
- ◇ 評価の結果は自らの指導の振り返りに活用するとともに、指導者の上司と共有することが望ましい。



コラム

ソーシャル・キャピタルと住民との協働

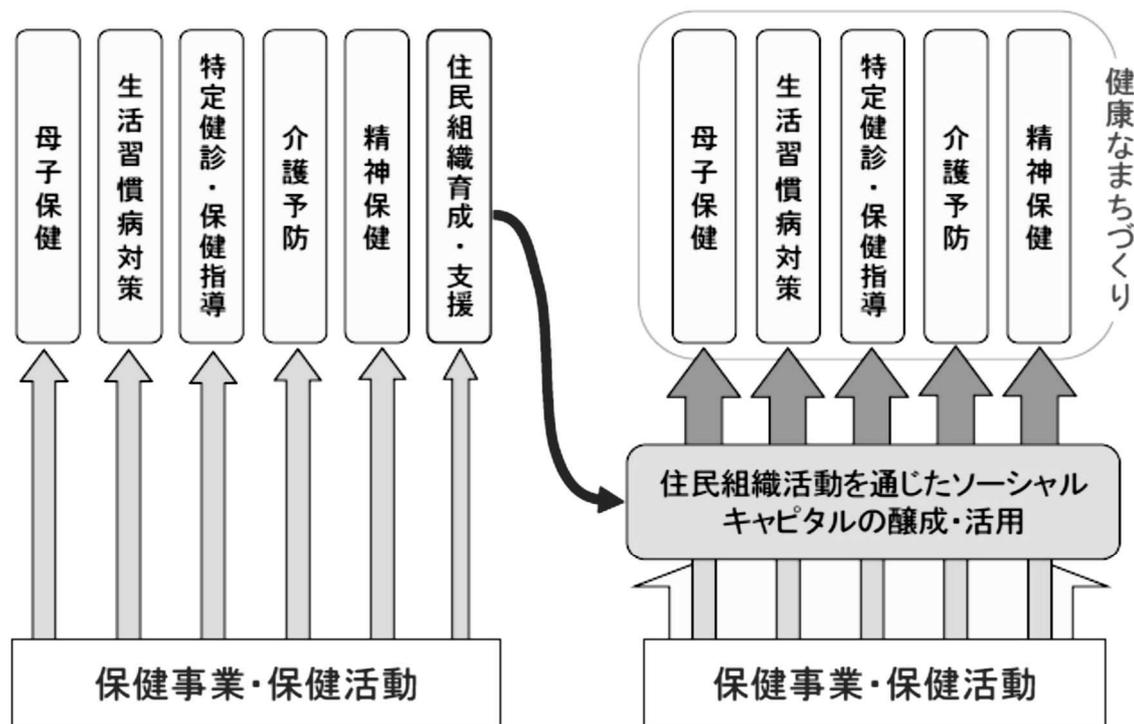
地域に根差した信頼、社会規範、ネットワーク（人とのつながり）などの社会資源を「ソーシャル・キャピタル」といい、これらを活用することによって、歯科保健事業を円滑・効率的に進めることができる。

市町村は、地域の財産となるソーシャル・キャピタルを育成、醸成する役割がある。住民主体の組織・団体等と信頼関係をつくり、互いの特性や能力を発揮できるよう環境を整え、連携を深めながらネットワークを構築し、協働を継続して推進することが重要となる。

【ソーシャル・キャピタルを活用した歯科保健活動事例】

ピタコチョコキャラバン隊 (豊川市)	園に出向いて歯みがきの実施、キャラバン隊の吹き込みによる動画の配信など
むしバスターズ (田原市)	学校歯科医と連携し、学校歯科保健委員会等で人形劇や紙芝居を活用した知識啓発など（第49回衛生教育奨励賞受賞）

【イメージ図】



保健活動におけるソーシャル・キャピタルの位置付け

<出典：住民組織活動を通じたソーシャル・キャピタル 醸成・活用にかかる手引き>

第4章 歯科衛生士業務の実際

名古屋市には4名の歯科医師に加えて、市役所健康増進課に3名（うち2名は再任用）、保健センターに19名の歯科衛生士が配置されており、名古屋市の歯科口腔保健を推進している（令和5年度）。各部署の特性を活かして次に示す業務に取り組むこととする。

1 健康福祉局健康増進課の業務

健康福祉局健康増進課は、名古屋市口腔保健支援センター業務として、国、県、市他部局、保健センター、関係機関・団体との連携調整を行う。また、歯科保健に関する法律、条令に基づく計画の策定及び推進のための環境整備等も併せて行う。

そのほか、保健センターや関係機関・団体が実施する地域歯科保健業務の主体的、効果的な展開を推進する。

（1）企画立案・実施体制の構築

- ・「名古屋市歯と口腔の健康づくり推進条例」「健康なごやプラン21」「なごや子ども・子育てわくわくプラン」等の計画の中で歯科にかかる部分について、事業の立案、推進、報告等に努めるとともに、目標達成に向けて事業の在り方についても検討する。
- ・歯科保健事業実績を集計し、現状をまとめ各機関に報告する。併せて実態に沿った予算配分、予算措置を行い必要に応じて予算要求する。
- ・歯科医師・歯科衛生士研究会を開催し、歯科専門職間の連携を図るとともに歯科保健施策の方向性について説明し理解を求める。

（2）関係機関・団体との連携及び調整

名古屋市歯科医師会、愛知県歯科衛生士会等の関係機関と連携を図り、円滑な業務の推進に努める。

（3）情報収集・提供

社会資源や歯科保健に関する情報等を積極的に収集し、市民に対して広報やホームページで周知するとともに、保健センター及び関係団体にも周知する。

（4）人材育成・活用

- ・「名古屋市人材育成ガイドライン」に基づき歯科衛生士の人材育成に努める。
- ・歯科保健対策を円滑かつ適切に推進するには、歯科保健事業に従事する歯科医師の理解と協力が不可欠であり、あわせて会計年度任用職員や雇上げ歯科衛生士の知識や技術の向上に努める必要がある。

2 保健センターの業務

地域住民に身近で直接サービスを提供する存在であるため、すべてのライフステージに応じた施策を効果的に実施できるよう、次に示す業務を行う。

(1) 企画立案・実施体制の構築

- ・ 区政運営方針に基づき多職種と連携し区民の健康課題に取り組む。
- ・ 実施した事業の結果を集計し、健康増進課へ報告するとともに結果を分析し、地域の状況を把握する。
- ・ 地域の健康課題を把握し、対応策を検討する。

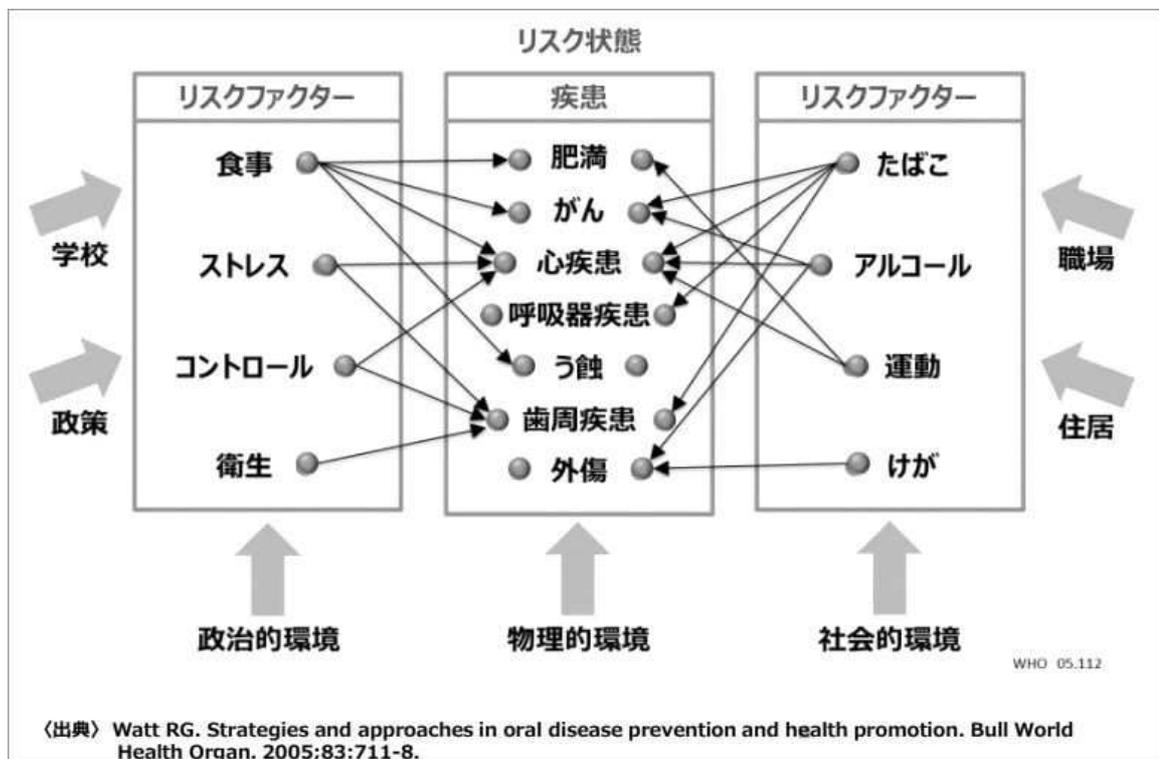


コラム

コモンリスクアプローチ

う蝕や歯周疾患のリスクファクター（危険因子）である食事（糖分）や喫煙、アルコール、ストレスは、糖尿病や肥満といった様々な疾患等にも影響する。

リスクファクター（危険因子）をコントロールし、疾病予防を推進していくには、行政施策や環境整備等が重要である。これらは歯科保健分野だけでなく、多くの関係職種と連携しながら、関連事業と協働して取り組むことで、相乗した成果が期待できる。



<出典：厚生労働省>

(2) 歯科保健事業

歯科対策事業実施要綱はじめ各事業の実施要領に基づき、「日常業務マニュアル」を参考に歯科保健事業を行う。

・母子保健事業

妊娠・出産、乳幼児期まで一貫した保健サービスの提供を行う。

子育て支援を通して多職種と連携しながら母子歯科保健に係る課題を解決する。また、幼稚園・保育所等に通う4歳児及び5歳児を対象とし「フッ化物洗口マニュアル」を参考にフッ化物洗口の推進、支援を行う。

・学校歯科保健事業

小・中学校、特別支援学校が、学校保健安全計画に基づき、学校歯科医と連携し必要に応じて集団教育としての「保健教育」等に取り組む。

・成人保健事業

市民が生涯自分の歯で食生活が楽しめるよう、健康増進活動の一環として歯と口腔の健康づくりを推進する。

・高齢者保健事業

健康長寿をめざし、自立した日常生活を営むことができるようオーラルフレイル対策等の介護予防サービスを提供する。併せて高齢者支援団体との連携、協働を図る。

・その他

「災害時歯科口腔保健対応マニュアル」に沿って健康危機管理に対応する。

(3) 関係機関・団体との連携及び調整

・区の保健・医療・福祉・学校等の関係機関、区歯科医師会等の関係団体と連携を図り円滑な業務の推進に努める。

・地域で活躍するボランティア組織と連携を図り、市民主体の歯科保健事業の推進を図る。

(4) 情報収集・提供

・社会資源や歯科保健に関する情報等を積極的に集め、市民に分かりやすく周知するとともに、関係機関、関係団体へ情報提供し共有に努める。

(5) 人材育成・活用

・区内幼稚園・保育所等の保育士、教諭等の歯と口腔の健康づくりに携わる支援関係者を対象とした研修会を開催するなど情報の共有化に努める。

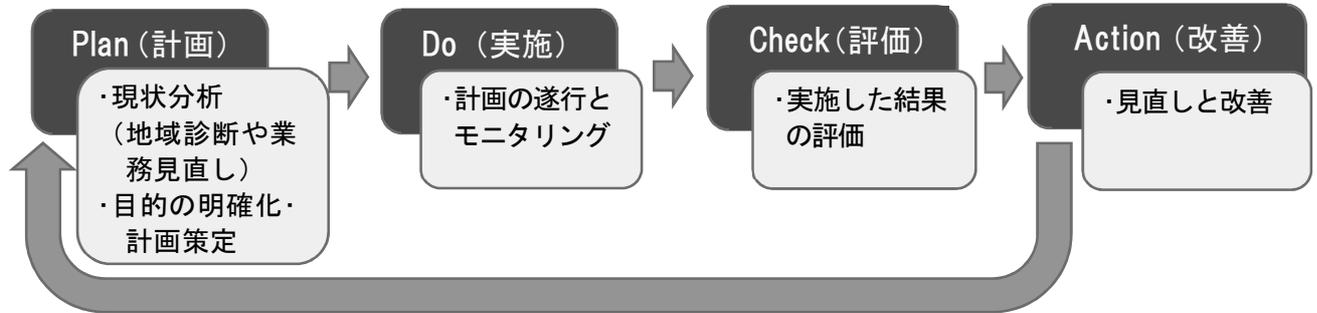
・「名古屋市人材育成ガイドライン」に基づき歯科衛生士の人材育成に協力する。



コラム

地域診断に基づいた PDCA サイクル

地域の各種データや社会情報等を把握し、現状の分析を行い、その結果から課題の明確化、優先課題を選定する。事業目的の設定や計画策定を行い、計画的に実施する。実施後、事業評価を行い、見直し、改善を図る。PDCA はどこから入ってもサイクルを回すことができる。



コラム

アセスメントと記録

アセスメントとは、地域課題を解決するための情報を収集・分類・整理し、解析分析する手順のことをいう。情報は、統計データやライフステージごとの国・県・市町村における計画、社会資源等の地域環境など広く収集する必要がある。状況の変化に応じて繰り返し行い、蓄積することが大切である。

他職種や歯科関係者と情報を共有するためにも、歯科衛生士としての思考・考察ならびに意思決定の過程を书面化することも重要である。

【歯科保健のアセスメント例】

S (subjective) 主観的情報	3歳児のう蝕は、地域全体では順調に改善している一方で、う蝕5本以上の多発・重症う蝕を持つ子供が一定の割合で存在している。
O (objective) 客観的情報	う蝕0本の者は、90.7%、う蝕1~4本の者は7.3%に対し、う蝕5本以上の者は2.0%である。
A (assessment) 評価	3歳で「5本以上のう蝕を持つ児」は、1歳6か月時点で18.7%、う蝕本数が多い児ほどひとり親家庭、外国籍家庭である割合が高い。
P (plan) 計画	う蝕の多発、重症化の防止に向けそれぞれの役割において子育て支援が行えるよう努める。 具体例：う蝕多発児の割合が高い区のデータ推移の確認。 各区の対応事例の情報収集および啓発資料の作成・配布。 「かかりつけ歯科医」を持つことの周啓発。 う蝕高リスク親子に対するフォローアップ等。

資料集

資料 1 関連する法律・施策

➤ 都道府県及び市町村における歯科保健業務指針

資料 2 関係通知・指針・実施要領など

資料 3 保健・医療に関連する主な名古屋市計画

資料 4 関係機関・団体

資料 5 歯科保健関連情報 Web サイト

資料 6 新規採用者サポーターの心得

資料 7 名古屋市口腔保健支援センター設置要綱

資料 8 新規採用者サポート制度運用の手引き

(総務局職員部人材育成コンプライアンス推進室)

資料の説明と活用のポイント

資料のタイトル		活用ポイント
資料 1	関連する法律・施策	行政の歯科衛生士として、業務を行うための根拠となる法律や施策、計画などの一覧
資料 2	関係通知・指針・実施要領	<p>今すぐ理解しなければ…と難しくとらえなくても大丈夫です。自分の事業と結び付けて何度も目を通してうちに理解が深まります。</p> <p>先輩からアドバイス</p> 
	都道府県及び市町村における歯科保健業務指針	
資料 3	関連する主な計画	
資料 4	関係機関・団体	業務を行う上で、連携をとるとよい関係機関や団体の一覧
		<p>地域にどのような関係機関・団体があり、主にどのような仕事をや役割を担っているかを把握することが、他職種連携の一步となります。</p> <p>先輩からアドバイス</p> 
資料 5	歯科保健関連情報 Web サイト	業務を行う上で、参考になる書籍や Web サイトの一覧
資料 6	参考書籍・刊行物	行政職員として誤った情報を発信しないよう、常に最新情報をチェックしよう。Web サイトは信頼できるサイトかどうかを見極め、事前にどのサイトにどのような情報があるかを把握しておくことで仕事がスムーズに進みます。
		<p>先輩からアドバイス</p> 
資料 7	名古屋市口腔保健支援センター設置要綱	平成 27（2015）年に設置された名古屋市口腔保健支援センターの設置要綱 歯科衛生士の人材育成を担当
資料 8	新規採用者サポーターの心得	新規採用者サポーター制度運用の手引きより (総務局職員部人材育成・コンプライアンス推進室)

資料1 関連する法律・施策

●名古屋市所管

法律	主な施策	主な報告
歯科衛生士法	歯科保健指導、予防処置	歯科衛生士業務従事者届 衛生行政報告例
地域保健法	保健所の業務 市町村保健センターの業務	地域保健・健康増進事業報告 ●健康福祉年報
健康増進法	健康増進計画(健康日本21) 健康増進事業(歯周疾患検診、健康教育、健康相談等) ●健康なごやプラン21	地域保健・健康増進事業報告 ●健康福祉年報 ●健康福祉年報
歯科口腔保健の推進に関する法律	基本的事項(知識等の普及啓発、定期的な歯科検診の勧奨、障害者等の定期的な歯科検診、歯科疾患予防のための措置、調査・研究) ●名古屋市歯と口腔の健康づくり推進条例	地域保健・健康増進事業報告 ●健康福祉年報
母子保健法	健やか親子21 健康診査の実施(1歳6か月児、3歳児) 健康診査の勧奨(妊産婦・幼児等) 知識の普及、保健指導 ●なごや子どもの権利条例 ●なごや子ども・子育てわくわくプラン(名古屋市子どもに関する総合計画)	地域保健・健康増進事業報告 ●健康福祉年報 ●子ども青少年局事業概要 ●健康福祉年報
児童虐待の防止等に関する法律	●名古屋市児童を虐待から守る条例	●子ども青少年局事業概要
成育基本法※1 医療的ケア児支援法※2	●名古屋市医療的ケア児支援サイト 歯科保健指導	●子ども青少年局事業概要
学校保健安全法 同 施行規則	幼稚園、こども園、小学校、中学校の健康診査、保健管理、保健活動	学校保健統計 ●教育要覧 第5部 学校保健 ●健康福祉年報
高齢者の医療の確保に関する法律	特定健康診査・特定保健指導・高齢者保健事業(歯科健康診査、健康教育、健康相談等)	特定健康診査等実施状況結果報告 後期高齢者医療事業状況報告 ●健康福祉年報
介護保険法	一般介護予防事業 ●高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	一般介護予防事業報告 ●健康福祉年報
医療法	医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査	●健康福祉年報
労働安全衛生法	労働安全衛生法第63条第3項の規定に基づく 歯科医師による健康診断	

※1 生育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律

※2 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

○都道府県及び市町村における歯科保健業務指針について

(平成九年三月三日)

(健政発第一三八号)

(各都道府県知事・各政令市市長・各特別区区長あて厚生省健康政策局長通知)

「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律」は、平成六年七月一日法律第八四号をもって公布され、その一部はすでに施行されているところであるが、平成九年四月一日からの同法の全面施行に伴い、住民に身近で頻度の高い保健サービスについては、原則として市町村において一元的かつきめ細かな対応を図ることとなった。

このため、平成九年度の新たな体制による地域における歯科保健業務の推進が必要となったのに伴い、今般別添のとおり業務指針を定め、平成九年四月一日より適用することとしたので通知する。

今後はこの指針に基づき、都道府県及び市町村における歯科保健業務の積極的な推進に努められるよう格段の御配慮をお願いする。

なお、「保健所における歯科保健業務指針」(平成二年六月二八日健政計第二三号、歯第一八号)は平成九年四月一日をもって、廃止するものとする。

(別添)

都道府県及び市町村における歯科保健業務指針

少子・高齢社会を迎え、地域における歯科保健業務については、これまでの妊産婦・乳幼児を中心とした母子歯科保健の向上だけでなく、成人・高齢者に対する八〇二〇運動の推進、要介護者の歯科対策等についても視野に入れる必要がある。

そこで新たな地域保健法の体系の下での歯科保健業務のあり方について、都道府県、保健所及び市町村の役割を明らかにするため、以下のような指針を示すものである。

第一 都道府県等における歯科保健業務について

1 地域歯科保健体制の整備について

(1) 企画・調整・計画の策定

都道府県は、住民の生涯を通じた歯科保健対策推進のため、健康づくり推進協議会等を活用し、市町村、関係団体、医療・福祉関係機関等と連携して地域歯科保健に関する計画の策定、施策の具体化を行うこと。また医療法に基づく地域保健医療計画の作成に際しては、二次医療圏毎に歯科保健対策が計画的に推進されるよう配慮し、管轄の保健所は当該計画に沿った歯科保健事業の推進に当たって、必要な調整を行うこと。

また、企画した事業を円滑かつ適切に推進するためには、事業の成果について評価を行うとともに市町村に対する助言指導に努め、また歯科衛生士の積極的な配置を市町村に働きかける等、円滑かつ効率的な業務実施体制による事業の展開に努めること。

(2) 歯科専門職の確保

都道府県は、歯科保健事業が円滑かつ適切に実施できるように、市町村、関係団体、医療・福祉関係機関等との調整、地域歯科保健の計画・施策への参画、当該事業の企画・調整を行う歯科専門職種の確保等に努めること。

(3) 調査・研究

都道府県は、歯科疾患実態調査等を実施するとともに、管下の地域の歯科保健に関する課題に照らし合わせながら、歯科保健等の調査・研究並びに歯科保健対策の技法に関する研究を関係団体、研究機関、大学等との連携を図りながら実施すること。

(4) 情報の収集・提供

都道府県は、歯科保健関連情報及び歯科関連施設情報等を広域的に収集・精査するための体制を整備し、その情報を市町村等に提供するとともに、保健所で行う歯科保健業務の推進に活用し、さらに、地域性や住民ニーズに即した歯の健康づくり情報誌等の作成・提供に努め、歯科保健の普及・啓発を図ること。

(5) 事業所、学校との連携

事業所、学校等で行われる歯科保健事業が円滑に実施されるよう、担当部局間の連携を密にし、事業の実施状況の把握等を行うこと。

2 人材の育成・活用について

(1) 歯科専門職等に対する教育研修

都道府県は、3の(6)の3)の教育研修のほか、歯科専門職員及び歯科保健事業に従事する他職種の教育研修を行うことにより、それらの者の最新の歯科保健等に関する知識の習得及び歯科保健対策技術の向上を図るとともに、健康づくりに関連する分野の研修等についても充実するよう努めること。

(2) 食生活改善推進員等ボランティアの育成・支援

都道府県は、歯科保健関連の事業のより一層の効果的な実施を図るため、住民参加型の地域ボランティアの活動が積極的に展開されるよう、関連機関と連携して食生活改善推進員等のボランティア育成等

を図ることのできる体制整備に努めること。

(3) 歯科衛生士養成への協力

都道府県は、保健所等において歯科衛生士養成施設の学生実習に対する協力をを行い、良質な地域歯科保健を担うことのできる資質の高い歯科衛生士の養成に努めること。

3 保健所における歯科保健業務について

(1) 専門的かつ技術的な業務の推進

- 1) 保健所は、難病、障害者等に対する訪問を含めた歯科検診・保健指導等専門的な歯科保健対策の実施等に努めるとともに、市町村が実施主体となる母子歯科保健事業、老人歯科保健事業、乳幼児を中心とする歯の予防処置事業、ハ〇二〇(ハチマル・ニイマル)運動等の積極的な歯の健康づくりの普及啓発事業に対して、市町村の求めに応じて、専門的な立場から技術的助言等の援助に努めること。
- 2) 保健所は、事業所、学校等で行われる歯科保健事業が円滑に実施されるよう、事業の実施状況を踏まえ、求めに応じて助言、指導等に努めること。

(2) 連携、調整

保健所は、地域において歯科保健事業が総合的・効果的に推進されるよう、管下市町村とともに、関係団体、医療機関、福祉施設、ボランティア組織等との連携を密にし調整を図るとともに市町村相互間の連絡調整等の促進に努めること。

(3) 調査・研究等の推進

保健所は管下の地域の歯科保健に関する実状に照らし合わせながら、歯科保健の現状・課題等の調査・研究、歯科保健対策の技法に関する研究等を関係団体、研究機関、大学等との連携を図りながら実施すること。また必要に応じて歯科保健対策と密接に関連のある食生活状況をも視野に入れた調査研究等も実施すること。

(4) 情報の収集・提供

- 1) 保健所は、所管区域に係る保健、医療、福祉に関する歯科情報の幅広い収集、管理及び分析を行うとともに、関係機関及び地域住民に対して、これらの適切な情報提供に努めること。
- 2) 市町村保健センター(口腔保健室)や地域の関係団体等と協力しつつ、住民からの相談等に総合的に対応できる情報ネットワークの構築に努めること。

(5) 企画・調整機能の強化

地域保健医療計画、母子保健計画や老人保健福祉計画等の策定に参加し、各種の地域歯科保健サービスについての目標の設定や専門的立場からの評価・検討を行うとともに、地域における在宅歯科サービスの保健・医療・福祉のシステム構築、病院歯科や口腔保健センターと歯科診療所との連携等を推進する方策を図ること。また、そのための役割を担うことのできる人材の確保等の方策に努めること。

(6) 市町村に対する技術的な指導・支援

次のような事項についての市町村に対する支援を行うこと。

- 1) 保健所は、管内市町村の地域特性を生かした事業を市町村と連携して推進するよう努めること。
- 2) 保健所は、市町村の求めに応じて、市町村保健センター(口腔保健室)の運営に関する必要な協力をを行うよう努めること。
- 3) 保健所は、市町村における地域歯科保健活動が円滑かつ適切に実施できるよう、歯科専門職員及び潜在歯科専門職等を対象に教育研修を実施し、その研修の内容については、歯科保健対策だけでなく健康づくりに関する関連分野をも含む幅広いものとなるよう配慮すること。
- 4) 保健所は、新たな歯科保健対策技術の提供、市町村の求めに応じ歯科衛生士未配置市町村への指導及び技術的支援を行うこと。この場合の技術的支援に当たっては、その対象者に応じ各都道府県担当部局との間で必要な連携を密にするよう配慮すること。

(7) 保健所を設置する市(特別区)の保健所における歯科保健業務について

保健所を設置する市(特別区)の保健所は、市町村保健センター等の歯科保健活動の拠点及び福祉部局をはじめとした関係部局との有機的な連携の下に、前記の(1)に掲げる専門的かつ技術的業務の推進、(2)に掲げる連携、調整、(3)に掲げる調査・研究等の推進、(4)に掲げる情報の収集・提供及び(5)に掲げる企画及び調整の機能の強化に努めること。

第二 市町村等における歯科保健業務について

1 企画・実施体制の調整

(1) 歯科保健に関する計画の策定

市町村は、歯科保健対策を合理的かつ効果的に推進するため、母子保健計画等の地域保健計画の中に歯科の健康教育・健康相談、保健指導及び健康診査等の事項についても積極的に取り入れて立案するよう努めること。

なお、立案に当たっては、地域特性、社会資源及び専門技術者等の実態把握のもと、必要に応じて保健所の支援を受けるなど関係機関との連携を密にし、事業の調査、分析及び評価を行い、新しい事業計画の方向を検討すること。

(2) 情報収集・提供

市町村は、歯科保健関連情報等を積極的に収集し、自らが行う歯科保健業務の推進に活用するとともに、保健所に対する情報の提供にも努めること。

(3) 歯科衛生士の確保

市町村は、歯科保健に関する事業が円滑かつ適切に実施できるように、保健所、関係団体等と連携を図りながら、必要に応じて歯科衛生士等の確保に努めること。

(4) 医療・福祉関係機関等との連携・協力体制の整備

市町村は、歯科保健に関する事業を円滑かつ効果的に実施するため、市町村健康づくり推進協議会等を活用するとともに、かかりつけ歯科医をはじめとする地域の歯科医療機関、関係団体、福祉関係機関等と連携を図り、事業の実施体制などに関し十分な連絡調整を行いつつ事業を実施すること。

(5) 事業所、学校との連携

市町村は、事業所、学校等で行われる歯科保健事業との連携等が図れるよう、事業の実施状況の把握等を行い、必要に応じて連携を図ること。

(6) 市町村保健センターの口腔保健室の整備

身近で利用頻度の高い歯科保健サービスが市町村において一元的に提供されることを踏まえ、各市町村は歯科保健活動の拠点として口腔保健室の設置等の体制整備に努めること。

2 歯科保健事業について

市町村は、身近で頻度の高い歯科保健サービスを可能な範囲で実施することとされているので、対応する保健事業範囲を明確化し、必要に応じて保健所と協力の下に市町村保健センター(口腔保健室)等を拠点として歯科保健事業を実施すること。なお、市町村が行うことが適当と考えられる歯科保健事業は概ね次のとおりであるが、その具体的内容については、市町村がそれぞれの地域特性等を勘案して判断すること。

(1) 母子に関すること

(2) 成人に関すること(八〇二〇運動等)

(3) 老人に関すること(在宅寝たきり老人も含む)

(4) 地域の特性に応じた歯科保健事業等

母子保健に関する歯科保健サービスの具体例を示すと、市町村は、母子保健について、妊娠、出産から育児まで及び乳幼児保健についての一貫したサービスの提供主体となるため、母子保健にかかる歯科保健事業については、妊婦健診時の口腔清掃法の指導や、一歳六か月児健康診査、三歳児健康診査時等の歯予防の指導など、身近で頻度の高い歯科保健サービスが行われることとなる。

これらのサービスを提供するためには、市町村保健センター(口腔保健室)等を拠点に保健所等関係機関との協力体制の確保及び役割分担の調整を行い歯科保健サービスを展開していくことが望まれる。成人・老人等の歯科保健事業についても同様である。

また、これらの歯科保健事業を行うに当たっては、市町村保健センター等の施設において実施するほか、市町村保健センター等施設外においても、訪問歯科指導、地域団体等の依頼による講演会の開催等を行い、住民にとって利用し易い形での事業の実施に努めること。

3 地域組織育成について

市町村は、歯科保健事業を円滑に推進するとともに、住民の自主努力、相互協力による歯科保健の向上に資するため、関連機関と連携して食生活改善推進員等の地域ボランティアの養成や地域ボランティア組織の育成に努めるとともに、その自主性を尊重した活用を図ること。

4 啓発普及について

歯科保健事業を進めるに当たっては、住民に対する動機づけが極めて重要であることから、歯科保健関連情報の提供や歯及び口腔の健康づくりにつながる行事の積極的な開催等に努めること。

5 人材育成・活用について

市町村は、住民の歯科保健対策を円滑かつ適切に進めるため、歯科保健事業に従事する職員の研修等に努め、また、潜在歯科衛生士の教育研修及び活用を図ること。なお、この場合歯科専門分野に限らず、健康づくりに関連する分野についての資質の向上にも努めること。

資料2 関係通知・指針・実施要領など

(1) 全般

文書名	発出日／発出者等(下段:改正)
地域保健対策の推進に関する基本的な指針	平成6年12月1日／厚生省告示第374号(略) 令和4年2月1日／厚生労働省告示第24号
都道府県及び市町村における歯科保健業務指針	平成9年3月3日／厚生省健康政策局長 (平成9年4月1日から運用)
国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針	平成24年7月10日／厚生労働省告示第430号 令和5年5月31日／厚生労働省告示第207号
歯科口腔保健の推進に関する基本的事項	平成24年7月23日／厚生労働省告示第438号 令和5年10月5日／厚生労働省告示第289号
8020 運動・口腔保健推進事業実施要領	平成27年4月10日／厚生労働省医政局長 令和5年3月28日／厚生労働省医政局長
「歯科医師の資質向上等に関する検討会」中間報告書～「歯科保健医療ビジョン」の提言～	平成29年12月25日／厚生労働省医政局歯科保健課
歯科口腔保健の推進に関する基本的事項最終評価報告書	令和4年10月11日／厚生労働省医政局歯科保健課
歯科口腔保健の推進に係るう蝕対策ワーキンググループ報告書	令和元年6月4日／厚生労働省医政局歯科保健課
「第4次食育推進計画」に基づく歯科口腔保健を通じた食育の推進について	令和3年4月1日／厚生労働省医政局歯科保健課

(2) 母子保健

文書名	発出日／発出者等(下段:改正)
幼児期における歯科保健指導の手引き	平成2年3月5日／厚生省健康政策局長通知
母性、乳幼児の健康診査及び歯科保健指導に関する実施要領	平成8年11月20日／厚生相児童家庭局長 (平成9年4月1日から運用)
母子歯科健康診査及び歯科保健指導に関する実施要領	平成9年3月31日／厚生省児童家庭局長・健康政策局長、 令和9年4月1日から運用
授乳・離乳の支援ガイド(2019年改訂版)	平成31年3月29日／厚生労働省子ども家庭局母子保健課長

(3)学校保健

文書名	発出日／発出者等(下段:改正)
フッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方	令和4年12月28日／厚生労働省医政局長・健康局長通知
「生きる力」をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり／同 改訂版	平成23年3月／文部科学省スポーツ・青少年局長 令和 2年2月／公益財団法人日本学校保健会
薬事法の一部を改正する法律等の施行等についての一部改正について	平成24年3月16日／厚生労働省医薬食品局長
卸売販売業における医薬品の販売等の相手先に関する考え方について(その2)	平成24年3月16日／厚生労働省医薬食品局総務課

(4)成人・高齢者保健

文書名	発出日／発出者等(下段:改正)
健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針	平成16年6月14日／厚生労働省告示第242号 令和 2年2月12日／厚生労働省告示第37号
健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2 に基づく健康増進事業について	平成20年3月31日／厚生労働省健康局長
健康増進事業実施要領	平成20年3月31日／厚生労働省健康局長 (平成20年4月1日から適用、随時改正)
歯周病検診マニュアル 2015	平成27年6月30日／厚生労働省健康局長
歯周疾患の予防等に関する労働者への配慮について	平成20年5月30日／厚生労働省労働基準局長
介護予防マニュアル(改訂版)	平成24年3月／厚生労働省老人保健局老人保健課
特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第3版)	平成30年3月／厚生労働省保険局医療介護連携政策課
後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル	平成30年10月24日／厚生労働省医政局歯科保健課長・保険局高齢者医療課長
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の施行に向けた体制整備等	令和元年7月／厚生労働省保険局高齢者医療課、同国民健康保険課、老健局老人保健課
高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン(第2版)	令和元年10月／厚生労働省保険局高齢者医療課
事業場における労働者の健康保持増進のための指針(公示第11号)	令和5年3月31日／厚生労働省労働基準局長

資料3 保健・医療に関連する主な名古屋市計画

計画の名称	計画期間	策定根拠
名古屋市総合計画 2023	令和元年度～ 令和5年度	名古屋市基本構想
健康なごやプラン21(第2次)	平成25年度～ 令和5年度	健康増進法(第8条第2項)
なごや子ども・子育てわくわくプラン 2024	令和2年度～ 令和6年度	なごや子どもの権利条例(第20条)
名古屋市食育推進計画(第4次)	令和3年度～ 令和7年度	食育基本法(第18条)
名古屋市障害者基本計画(第4次)	令和元年度～ 令和5年度	障害者基本法(第11条第3項)
第6期名古屋市障害福祉計画・ 第2期名古屋市障害児福祉計画	令和3年度～ 令和5年度	障害者総合支援法
第8期高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画「はつらつ長寿プラン なごや 2023」	令和3年度～ 令和5年度	老人福祉法(第20条の8) 介護保険法(第117条)
いのちの支援なごやプラン(名古屋市自 殺対策総合計画(第2次))	令和5年度～ 令和9年度	自殺対策基本法(第13条第2項)
第2期名古屋市国民健康保険保健事業 実施計画(データヘルス計画)	平成30年度～ 令和5年度	国民健康保険法に基づく保健事業の 実施等に関する指針(第5条)
第3期名古屋市国民健康保険特定健康 診査等実施計画	令和5年度	高齢者の医療の確保に関する法律 (第19条)
なごや健康都市宣言	平成19年11月 24日～	世界保健機関(WHO)の理念
名古屋市地域防災計画 (令和4年7月修正)	令和元年～ 随時改定	災害対策基本法(第42条) 大規模地震対策特別措置法第(6 条) 南海トラフ地震に係る地震防災対策 の推進に関する特別措置法第5条

資料4 関係機関・団体

名 称		組織の概要・ホームページ等	
歯科医師会		一般社団法人愛知県歯科医師会 http://www.aichi8020.net/ 一般社団法人名古屋市歯科医師会 https://nagoya-d.com	 
歯科衛生士会		公益社団法人愛知県歯科衛生士会(名古屋支部) http://aichi-shika.com/	
歯科技工士会		一般社団法人愛知県歯科技工士会 https://www.aichi-dt.com/	
医師会		一般社団法人名古屋市医師会 http://ishikai.nagoya/	
薬剤師会		一般社団法人名古屋市薬剤師会 https://www.nagoya-yakuzaishi.com/	
医療機関(病院、診療所、薬局)		愛知県内医療機関名簿、愛知医療情報ネット https://iryojoho.pref.aichi.jp/	
幼稚園・保育所・認定子ども園		名古屋市の保育所等認可施設・事業所一覧 https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/8-14-4-1-3-0-0-0-0-0-0.html	
小学校・中学校・特別支援学級		名古屋市立学校・幼稚園一覧 https://www.nagoya-c.ed.jp/ac/schoollink/h-school/h-index.html	
医療保険者	国保	名古屋市国民健康保険：各区保険年金課	
	健保	健康保険組合連合会愛知連合会：会員組合 93 (2023.4.1 現在)	
	協会けんぽ	全国健康保険協会愛知支部：加入事業所約 144,000(2022.4.1 現在)	
	高齢者	愛知県後期高齢者医療広域連合：各区保険年金課	
障害者福祉施設		ウェルネットなごや https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/top/	
介護保険・高齢者福祉施設		NAGOYA かいごネット https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top/	
		有料老人ホーム https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/charge/	
地域包括支援センター		いきいき支援センター：45 か所 https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/10-8-2-0-0-0-0-0-0-0.html	

資料5 歯科保健関連情報 Web サイト

名古屋市の関連情報	
健康なごやプラン21(第2次) https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/53-4-3-0-0-0-0-0-0-0.html	
なごや子ども・子育てわくわくプラン 2024 名古屋市子どもに関する総合計画 https://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/page/0000127189.html	
愛知県内の医療機関名簿、あいち医療情報ネット https://iryojoho.pref.aichi.jp/	
名古屋市の保育所等認可施設・事業所一覧 https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/8-14-4-1-3-0-0-0-0-0.html	
名古屋市立幼稚園一覧 https://www.city.nagoya.jp/kyoiku/cmsfiles/contents/0000010/10454/youchien_ichiran.pdf	
名古屋市立小・中学校一覧 https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/19-5-3-0-0-0-0-0-0-0.html	
名古屋市私立幼稚園協会 https://www.nagoyashiyo.or.jp	
ウェルネットなごや https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/top/	
NAGOYA かいごネット https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top/	
名古屋市健康福祉年報(事業編) https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/67-4-4-0-0-0-0-0-0-0.html	
名古屋市健康福祉統計(人口動態統計編) https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/67-4-5-0-0-0-0-0-0-0.html	
愛知県の関連情報	
健康日本21あいち新計画 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenkotaisaku/0000059629.html	
愛知県歯科口腔保健基本計画 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenkotaisaku/0000059715.html	
愛知県母子健康診査マニュアル(あいち小児保健医療総合センター保健部門) https://achmc.pref.aichi.jp/sector/hoken/information/index.html	
介護保険・高齢者福祉ガイドブック https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/guidebook.html	
愛知県衛生年報 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenkotaisaku/0000059715.html	

厚生労働省

歯科保健医療情報サイト(仮称)

<https://dental-care-info.jp/index>



健康日本21(第二次)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kenkounippon21.html



歯科口腔保健関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/shikakoukuuhoken/index.html



歯科医療施策

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158505.html>



歯科保健医療に関するオープンデータ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158505_00001.html



審議会・研究会等

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/indexshingi.html>



厚生労働統計一覧(国民健康・栄養調査、歯科疾患実態調査、地域保健・健康増進事業報告、他)

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/index.html>



厚生労働省法令等データベースサービス

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/>



介護事業所・生活関連情報検索(介護サービス情報公表システム)

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>



e-ヘルスネット(生活習慣病予防のための健康情報サイト)

<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/>



一般財団法人厚生労働統計協会

国民衛生の動向(出版事業)

<https://www.hws-kyokai.or.jp/publishing/type/magazine.html>



厚生指標 統計のページ

<https://www.hws-kyokai.or.jp/information/statistics.html>



文部科学省

学校保健統計

https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/hoken/1268826.htm



国立保健医療科学院

歯科口腔保健の情報提供サイト(通称:歯っとサイト)

<https://www.niph.go.jp/soshiki/koku/oralhealth/>



全国行政歯科技術職連絡会(通称:行歯会)

<https://www.niph.go.jp/soshiki/koku/oralhealth/yakuin.html>



国立感染症研究所

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc.html/ja/from-idsc.html>



政府統計ポータルサイト e-Stat(イースタット)

<https://www.e-stat.go.jp/>



福祉・保健・医療の総合サイト WAM NET (ワムネット)

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>



消費者庁

消費者安全調査委員会

<https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/>



総務省

統計制度

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/8/htm



公衆衛生・地域保健関係団体

全国保健所長会

<http://www.phcd.jp/>



全国保健師長会

<http://www.nacphn.jp>



一般社団法人 日本公衆衛生協会

<http://www.jpha.or.jp/sub/menu01.html>



関係学会・団体など

一般社団法人 日本公衆衛生学会	https://www.jsph.jp/	
東海公衆衛生学会	http://plaza.umin.ac.jp/~tpha/cgi-bin/wiki3/wiki.cgi	
一般社団法人 日本口腔衛生学会	http://www.kokuhoken.or.jp/jsdh/	
東海口腔衛生学会	https://tokaikoe.wixsite.com/tokaikoe	
一般社団法人 社会歯科学会	https://www.socialdentistry.net/	
一般社団法人 日本健康教育学会	https://nkkgeiyo.ac.jp/	
一般社団法人 日本口腔保健協会	http://www.kokuhoken.or.jp/	
公益社団法人 8020 推進財団	https://www.8020zaidan.or.jp/index.html	
公益社団法人 日本歯科医師会	https://www.jda.or.jp/	
公益社団法人 日本歯科衛生士会	https://www.jdha.or.jp/	
公益社団法人 日本学校歯科医会	https://www.nichigakushi.or.jp/	
日本災害時公衆衛生歯科研究会	http://jsdphd.umin.jp/gaiyou.xhtml	
特定非営利活動法人日本フッ化物むし歯予防協会	http://www.nponitif.jp/	
愛知県小児保健協会	https://www.achmc.pref.aichi.jp/sector/hoken/information/childhealth.html	
歯科衛生士リカレント研修センター(愛知学院大学短期大学部)	https://tandai.agu.ac.jp/dh-rtc/index.html	

資料6 参考書籍・刊行物

保健衛生ニュース（社会保険実務研究所、週刊）

地域保健（東京法規出版、月刊）

公衆衛生（医学書院、月刊）

公衆衛生情報（日本公衆衛生協会、月刊）

親子保健（公益社団法人母子保健推進会議、月刊）

母子保健（公益社団法人母子衛生研究、月刊）

日本歯科新聞（日本歯科新聞社、週刊）

2023年版 歯科保健指導関係資料（口腔保健協会／2023.3.31）

2023年版 歯科保健関係統計資料（口腔保健協会／2023.3.31）

歯科六法コンメンタール＜第2版＞ 歯科関係法律の逐条解説（ヒョーロン／2021.4.1）

新編 衛生学・公衆衛生学（医歯薬出版／2021.2.10）

フッ化物応用の科学＜第2版＞（口腔保健協会／2018.3.31）

う蝕予防の実際 フッ化物局所応用実施マニュアル（社会保険研究所／2017.6.4）

災害歯科保健医療 標準テキスト

（日本歯科医師会、災害歯科保健医療連絡協議会／2021.12）

資料 7

名古屋市口腔保健支援センター設置要綱

(設置)

第1条 歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行うため、名古屋市口腔保健支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターは、健康福祉局健康部健康増進課内に行政機能として設置する。

3 センターの長は、健康福祉局健康部健康増進課長をもって充てる。

(業務)

第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 法第7条から第11条までに規定する施策に関する業務

(2) 名古屋市歯と口腔の健康づくり推進条例（平成25年名古屋市条例第18号）に規定する施策に関する業務

(3) 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に基づく本市住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画のうち歯科口腔保健の推進に関する業務

(4) 歯科口腔保健対策実施要綱に規定する施策に関する業務

(5) その他歯科口腔保健の推進に関する業務

(その他)

第3条 その他必要な事項は、センターの長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

資料 8

新規採用者サポーターの心得

- 1 まずはいさつ 名前を呼んで smile
- 2 傾聴 観察 相手を知ろう
- 3 褒める 認める 時には叱る
- 4 事前の準備を徹底的に
- 5 当たり前を疑う (サポーターの「当たり前」と新人の「当たり前」は違う)
- 6 「どうしてできない」ではなく「どうしたらできるのか」を考える
- 7 教え過ぎるな 考えさせろ
- 8 サポーターは周りもまき込んで
- 9 いざとなったら自分が矢面に立つ
- 10 共に高め合おう You'll never walk alone!

平成 25 年度新規採用者サポーター養成研修 受講者の意見より



様式集

○目標到達状況のチェックリスト

○人材育成支援シート

○指導者評価シート

○OJTによる新任期人材育成指導票

目標到達状況のチェックリスト(経年記入様式)

<到達レベル>

0:困難 1:支援(約半年間)があればできる 2:少しの助言でできる 3:自立してできる 4:後輩に指導・助言できる

活動領域	大項目	中項目	確認項目	目標到達レベル										
				年度		年度		年度		年度				
				4月	月	4月	月	4月	月	4月	月			
1 地域支援活動	a 対人支援	個別支援	・対象者の基本的情報を把握できる											
			・対象者の口腔状況に関する情報を整理しアセスメントできる											
			・対象者に適切な歯科口腔保健指導や支援ができる											
			・必要な社会資源や福祉サービス情報が提供できる											
			・必要に応じて多職種や関係機関と連携できる											
			・困難なケースについて多職種や関係機関と連携した支援ができる											
		集団支援	・集団の特性およびニーズを把握し健康教育指導案を作成する											
			・健康教育の内容に応じた効果的な媒体・資料を作成できる											
			・集団に応じた効果的な評価方法を検討できる											
			・健康教育の企画、運営、評価が実施できる											
	b 地域把握	歯科保健事業の把握	・歯科口腔保健事業を把握している											
		保健センター関係部署の把握	・保健センターの体制と役割・機能を把握している											
		区役所等関係部署の把握	・区役所の体制と役割・機能を把握している											
			・健康増進課歯科担当の役割・機能を把握している											
		関係機関・団体の把握	・地区歯科医師会、歯科衛生士会の体制を把握している											
			・地域関係機関・団体(医師会、薬剤師会、社会福祉協議会)を把握している											
			・その他の関係機関を把握している(病院、教育機関、保育所、高齢者施設等)を把握している											
		幼稚園、保育所保健活動の把握	・幼稚園、保育所、子ども園、学校における歯科保健活動を把握している											
			・園、学校の保健活動の概要を理解し保健センターの活動との関連性や連携状況がわかる											
		介護予防活動の把握	・高齢者サロンの現状を把握している											
		社会資源の把握	・保健・福祉サービス利用について担当部署がわかる											
			・地域の保健・福祉サービスを把握している											
			・大まかな福祉サービスの項目を把握している(障害・高齢)											
		c 地域診断	歯科保健データの集計・分析	・健診データを正しく集計できる										
・集計結果から情報の分析を行うことができる														
・データや分析結果を整理し資料化できる														
・データや情報分析の結果から地域の健康課題を把握できる														

活動領域	大項目	中項目	確認項目	目標到達レベル										
				年度		年度		年度		年度				
				4月	月	4月	月	4月	月	4月	月			
1 地域支援活動	d 情報把握収集	法制度の理解 実施要綱・要領の理解	・事業の根拠となる法制度がわかる											
			・事業に関する実施要綱、要領等がわかる											
			・事業の根拠法令や制度と健康なごやプラン21、はつらつ長寿プランなごや、区政運営方針等との関連性が理解できる											
	e 連携・調整	保健センター内の連携	・健康福祉局年報等の統計資料から地域の状況を把握できる											
			・統計資料を分析し事業に活用できる											
			・保健センター内でタイムリーに状況報告や相談できる											
2 事業化・施策化のための活動	f 企画・立案・評価	必要な情報の把握・地域診断	・関係する係の役割や機能を理解し、業務・事業の調整ができる											
			・関係する係へ連携を働きかけることができる											
		企画・立案・評価	・関係機関の体制を把握し、業務、事業について調整できる											
			・業務、事業について連携調整を行い主体的に運営できる											
			・地域の歯科保健に関する情報把握ができる											
			・データや情報分析の結果から地域の健康課題が把握できる											
3 健康危機管理	g 健康危機管理	地域の把握	・把握した健康課題から住民のニーズや地域の特性に合わせた歯科口腔保健事業を企画できる											
			・企画した事業の実施状況に応じた評価方法を設定できる											
			・歯科口腔保健事業について運営できる（計画・実施・評価）											
		平常時の活動	・地域の健康課題に対応した歯科口腔保健事業の企画・立案評価ができる											
			・事業評価を踏まえて見直しや改善策を立案できる											
			・名古屋市の施策の動向や関連する計画を踏まえて、事業の見直しや改善策を立案できる											
災害時の活動	g 健康危機管理	地域の把握	・名古屋市の防災計画、区災害対応マニュアル及び災害時口腔保健対応マニュアルの内容を理解している											
			・災害時の活動について自身の役割を理解している											
			・地域の被害想定（ハザードマップ等）を把握している											
		平常時の活動	・地域関係機関・団体（歯科医師会等）の災害時活動体制を把握している											
			・歯科保健関係職員が出勤できない場合等、所内の災害時活動体制を整備することができる											
			・関係機関との役割分担について情報交換するとともに、情報伝達網を作成し、定期的に見直すことができる											
災害時の活動	・必要物品を配備し定期的に補充・更新することができる													
	・災害時の適切な保健行動について区民及び要援護者に啓発することができる													
	・関係部署と情報共有できる													
	・区災害対応マニュアル及び災害時口腔保健対応マニュアルに基づき ・災害地域の状況把握・情報収集ができる													
災害時の活動	g 健康危機管理	災害時の活動	・健康相談、巡回歯科支援、健康教育が実施できる											
			・歯科医療の稼働情報を提供し、必要に応じて受診勧奨することができる											
			・要援護者に対して多職種と連携して歯科の視点を含めた支援ができる											
			・口腔健康課題を把握し、その対応に努めることができる											

活動領域	大項目	中項目	確認項目	目標到達レベル										
				年度		年度		年度		年度				
				4月	月	4月	月	4月	月	4月	月			
4 管理的活動	h 事業評価	PDCAに基づく 事業評価・ 施策評価	・PDCAサイクルに基づく事業評価方法を理解できる											
			・適切な評価指標を設定できる											
			・事業評価を行い事業の見直しができる											
			・新規事業の計画を提案できる											
			・評価に基づき保健活動の効果を検証し施策見直しの提案ができる											
	i 進捗管理	健康なごや プラン21 及び区政運営方針 の進捗管理	・名古屋市及び区の方針に基づく各区の歯科保健状況が把握できる											
			・名古屋市の方針や区政運営方針における歯科保健の進捗状況により地域の特性に応じた事業提案ができる											
			・区政運営方針における歯科保健の進捗状況に応じ関係機関、多職種へ歯科口腔保健対策推進の提案ができる											
	j 情報管理	個人情報管理	・名古屋市個人情報保護条例を理解する											
			・歯科保健活動上知り得た個人情報を適切に取り扱うことができる											
			・歯科保健活動にかかる情報管理上の不測の事態が生じた際に、上司のサポートを受けながら適切に対応できる											
	k 人材育成	自らの 人材育成管理	・名古屋市人材育成基本方針、名古屋市人材育成計画を理解する											
			・名古屋市歯科衛生士人材育成ガイドライン（素案）の趣旨に沿った人材育成の方針を理解する											
			・名古屋市歯科衛生士人材育成ガイドライン（素案）に基づき自己評価ができる											
			・自己評価をおこない、積極的に自己研鑽することができる											
			・自己の学習課題を明確にすることができる											
後輩歯科衛生士 の人材育成	・後輩歯科衛生士の指導を通じ人材育成にかかるサポート、アドバイスができる													
	・人材育成の方針に沿い人材育成研修計画が作成できる													
5 歯科衛生士の 活動基盤	根拠に基づいた 歯科衛生士の 活動	・実施している歯科保健活動が現状に合っているか気づくことができる												
		・公衆衛生研究発表会など学会に参加することができる												
		・研究的手法を用いて事業の評価ができる												
		・研究的手法を用いて事業について分析することができる												
		・根拠に基づいた歯科保健事業を計画し、その効果を検証することができる												

人材育成支援シート

所属		職名		氏名	
----	--	----	--	----	--

1 目標設定・面談記録

面談日	目標 (今年度やりたいこと)	学びたいこと やり遂げたいこと	指導者の助言

2 研修受講・研究発表記録

年月日	キャリア レベル	事業名等	概要	備考 (公費/自費)

指導者評価シート

【評価設定】 3 「十分できた」 2 「おおむねできた」 1 「できなかった」

評価の視点	評価指標	年度		年度	年度	年度	年度
		6か月	1年				
◆指導目標の設定 ◆指導計画に関する評価	・目標のレベルは妥当だったか						
	・目標の数は適切だったか						
	・目標を達成させるための方法は適切だったか						
	・目標、計画の中間評価、課題整理、計画修正は必要に応じてなされたか						
◆新任者の育成環境に関する評価	・新任者の目標に合った歯科保健活動の機会は獲得できたか						
	・指導者は組織（管理者）への経過報告などにより人材育成のオープン化が図られていたか						
◆新任者の実践指導に関する評価	・指導姿勢として「指示命令」でなく、「考え、気づかせる」形が取れていたか						
	・歯科保健活動業務の事前の準備、実施計画へのアドバイスは適切にできたか						
	・歯科保健活動業務の実施後の結果報告や整理が行われたか						
◆管理者への報告・連絡・相談に関する評価	・管理者への報告、連絡、相談は適切に行われたか						
◆職場内の体制づくりに関する評価	・職場内での新任者の人材育成体制は適切であったか						
	・改善点などについて提案し、行動できたか。						

「愛知県保健師人材育成ガイドラインver.2」掲載の表を一部改変

O J Tによる新任期人材育成指導票

実施日時	令和 年 月 日 () : ~ :	
実施事業名		
(区 経験年数) 新任期歯科衛生士名	区	年目
指導者名		
活動領域	【地域支援活動】	個別支援 ・ 集団支援 ・ 地域把握 ・ 地域診断 ・ 情報収集・把握 ・ 連携・調整
	【事業化・施策化のための活動】	企画・立案・評価
	【健康危機管理】	健康危機管理
指導内容	良かった点	
	改善すべき点	

名古屋市歯科衛生士人材育成ガイドライン

令和5（2023）年10月

名古屋市口腔保健支援センター

（名古屋市健康福祉局健康部健康増進課）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話（052）972-2637

FAX（052）972-4152

メ-ル a2637@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp